

7 集落協定等に対するアンケート調査結果（詳細）

7- (1)-① 集落協定等が本制度に取り組んだことによる全体的な効果・加算に取り組んだことによる効果

営農を下支えするとともに、加算の目的に合致した効果が発現

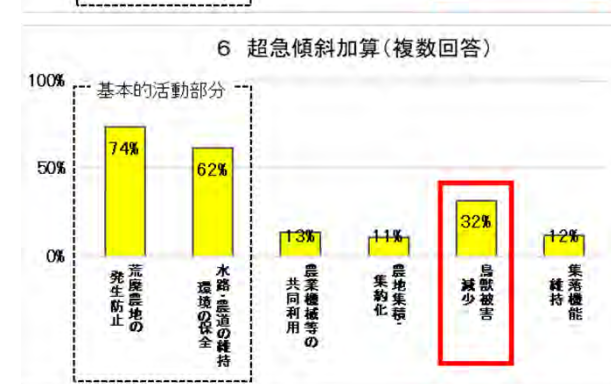
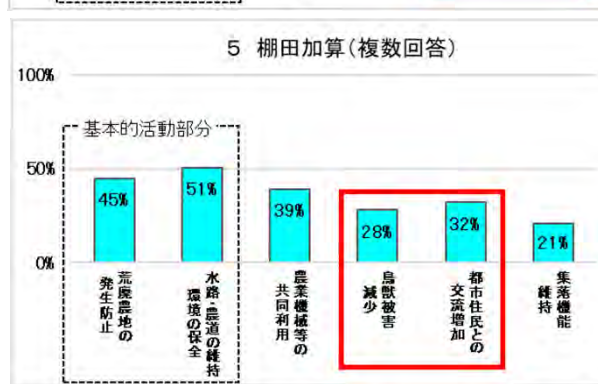
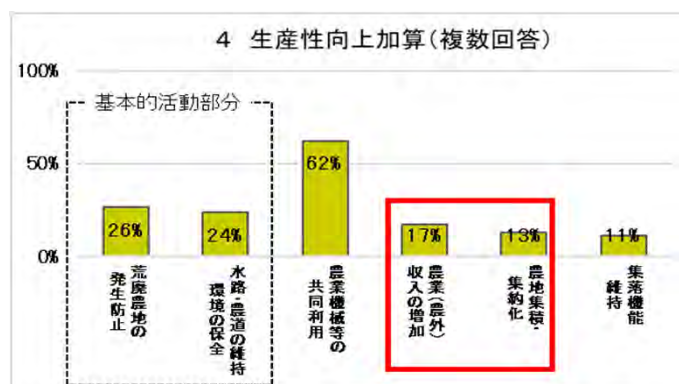
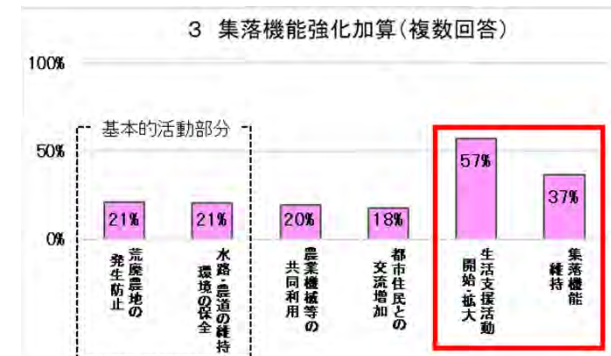
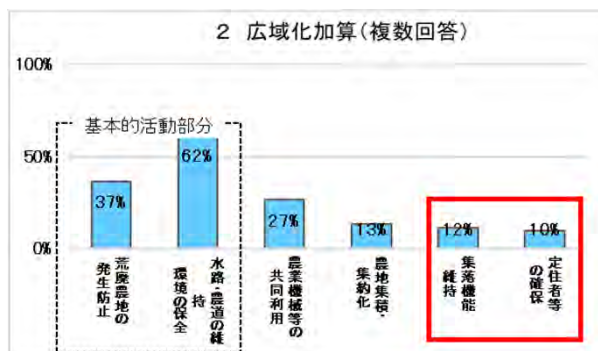
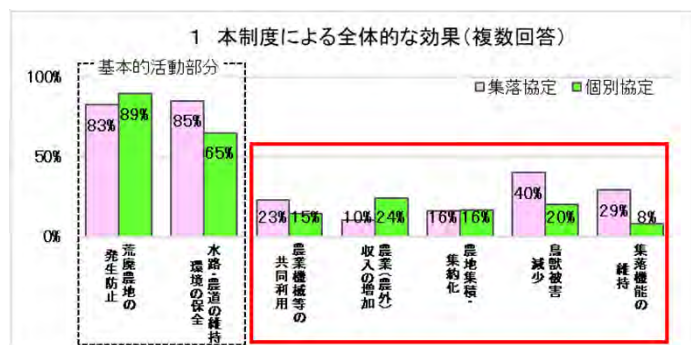
本制度の効果のうち、荒廃農地の発生防止、水路・農道の維持といった本制度の基本的活動部分以外で、効果があったと回答の多かったものについては、

【集落協定における制度全体の効果】

○ 集落協定では「鳥獣被害の減少」や「集落機能の維持」のほか、「農地集積・集約化」も高く、個別協定では「農業収入の増加」や「鳥獣被害の減少」が高くなっており、本制度が営農を下支えしていることが伺える。

【加算に取り組んだ集落協定における加算別の効果】

- 広域化加算では、「集落機能の維持」や「定住者等の確保」が高くなっている。
 - 集落機能強化加算では、「生活支援活動の開始・拡大」や「集落機能の維持」が高くなっている。
 - 生産性向上加算では、「農業収入の増加」や「農地集積・集約化」が高くなっている。
 - 棚田加算では、「都市住民との交流の増加」や「鳥獣被害の減少」が高くなっている。
 - 超急傾斜加算では、「鳥獣被害の減少」が高くなっている。
- ⇒ 加算については、加算の目的に合致した効果が発現している。



本制度に取り組んだことによる効果(複数回答)

	集落協定						個別協定
	制度全体の効果	加算による効果					
		広域化加算	集落機能強化加算	生産性向上加算	棚田加算	超急傾斜加算	
①荒廃農地の発生防止	82.5%	36.7%	21.4%	26.4%	45.1%	73.5%	89.5%
②水路・農道等の維持、地域の環境の保全	85.1%	61.7%	20.5%	23.6%	50.7%	61.6%	65.1%
③農業機械等の共同利用による作業の効率化	23.2%	26.7%	19.6%	62.2%	39.4%	13.4%	14.6%
④農業（農外）収入が増加した	10.4%	6.7%	4.5%	17.4%	8.5%	9.2%	24.3%
⑤集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手の確保（増加）	6.8%	3.3%	6.3%	8.0%	9.9%	4.2%	6.1%
⑥担い手への農地の集積・集約化の進展	16.2%	13.3%	7.1%	12.8%	12.7%	10.7%	16.5%
⑦鳥獣被害の減少	40.0%	8.3%	7.1%	9.0%	28.2%	31.5%	19.9%
⑧荒廃農地の再生	6.1%	3.3%	3.6%	7.3%	2.8%	5.7%	12.5%
⑨都市住民等との交流の増加	3.1%	5.0%	17.9%	1.4%	32.4%	5.4%	4.4%
⑩定住者等の確保	1.9%	10.0%	6.3%	1.0%	5.6%	0.9%	1.1%
⑪生活支援活動（高齢者への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき等）を開始（拡大）	3.6%	5.0%	57.1%	0.7%	9.9%	2.4%	2.7%
⑫集落の寄り合いや行事等の集落機能の維持	29.2%	11.7%	36.6%	11.1%	21.1%	11.9%	7.9%
⑬その他	1.2%	6.7%	1.8%	6.9%	2.8%	1.2%	1.1%
⑭特に効果は感じられない	1.5%	3.3%	0.0%	1.4%	0.0%	5.1%	1.1%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
実施協定数	4,632	60	112	288	71	336	522

(参考)集落協定が加算に取り組むに当たって、中心となった者(複数回答)

	広域化加算	集落機能強化加算	生産性向上加算	棚田加算	超急傾斜加算
①協定代表者	63.3%	68.8%	72.9%	84.5%	67.9%
②協定代表者以外の協定参加者	30.0%	45.5%	43.8%	40.8%	37.8%
③統合された協定又は集落から	8.3%	5.4%	5.6%	1.4%	3.0%
④市町村等の働きかけ	25.0%	17.0%	16.3%	54.9%	23.8%
⑤その他	1.7%	0.9%	1.7%	1.4%	2.1%
⑥無回答	18.3%	8.0%	2.4%	1.4%	2.7%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
加算実施協定数	60	112	288	71	336

7-(1)-② 集落協定等が本制度に取り組まなかった場合の農用地の荒廃状況等

ほとんどの協定が本制度に取り組んだことにより、農用地の荒廃が防止できたと回答

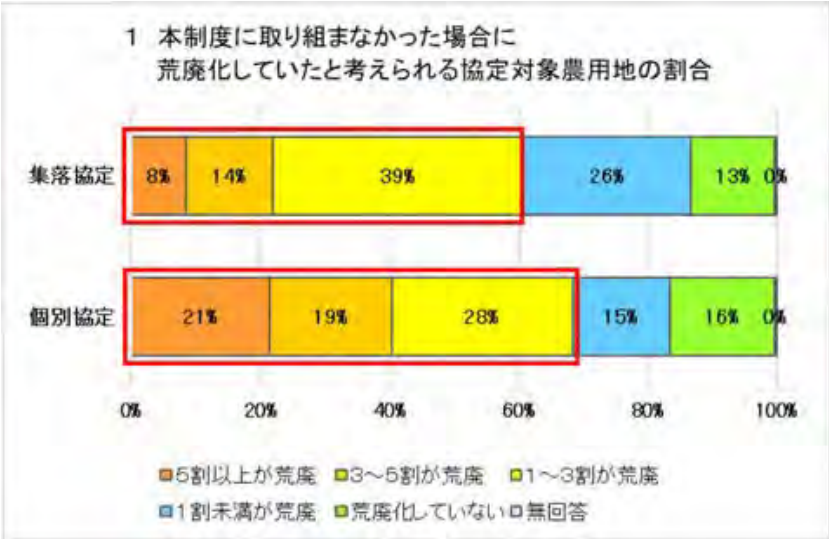
本制度に取り組まなかった場合の農用地の荒廃化状況、隣接する集落の状況等については、

【本制度（第5期対策）に取り組まなかった場合に荒廃化していたと考えられる協定対象農用地の割合】

○ 本制度に取り組まなかった場合、「協定農用地の1割以上が荒廃化」していたと考える割合が集落協定で約60%、個別協定で約70%となっており、本制度が荒廃農地の発生防止に対して、大きく寄与していることが伺える。

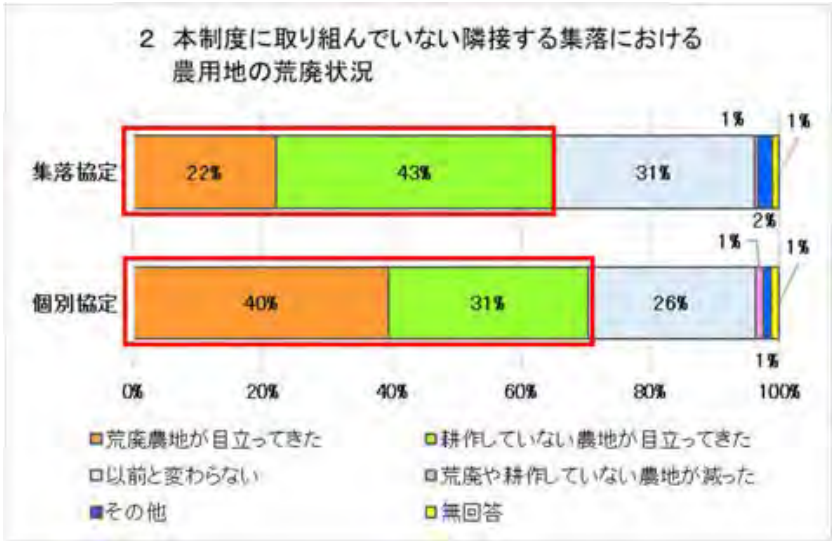
【本制度に取り組んでいない隣接する集落における、ここ数年の農用地の荒廃状況】

○ 「荒廃農地」や「耕作していない農地」が目立ってきたと回答した協定の割合は、集落協定と個別協定ともに約70%あり、ここ数年で、農用地の荒廃や利用程度の低下が目立ってきている。



1 本制度に取り組まなかった場合、荒廃化していたと考えられる協定農用地の割合

	集落協定	個別協定
①協定対象農用地の1割未満	26.0%	14.9%
②協定対象農用地の1～3割	38.7%	28.0%
③協定対象農用地の3～5割	13.5%	19.0%
④協定対象農用地の5割以上	8.5%	21.5%
⑤荒廃化していない	13.0%	16.3%
⑥無回答	0.3%	0.4%
計	100.0%	100.0%
実施協定数	4,632	522



2 本制度に取り組んでいない隣接する集落の農用地の状況

	集落協定	個別協定
①ここ数年、荒廃した農地が目立ってきた	22.1%	39.5%
②ここ数年、耕作されていない農用地が目立ってきた	42.8%	30.9%
③以前と変わらない	31.3%	25.9%
④以前よりも荒廃や耕作されていない農用地が減った	0.5%	1.2%
⑤その他	2.3%	1.2%
⑥無回答	1.0%	1.2%
計	100.0%	100.0%
実施協定数	783	81

集落戦略は、鳥獣害対策や担い手の育成等に効果

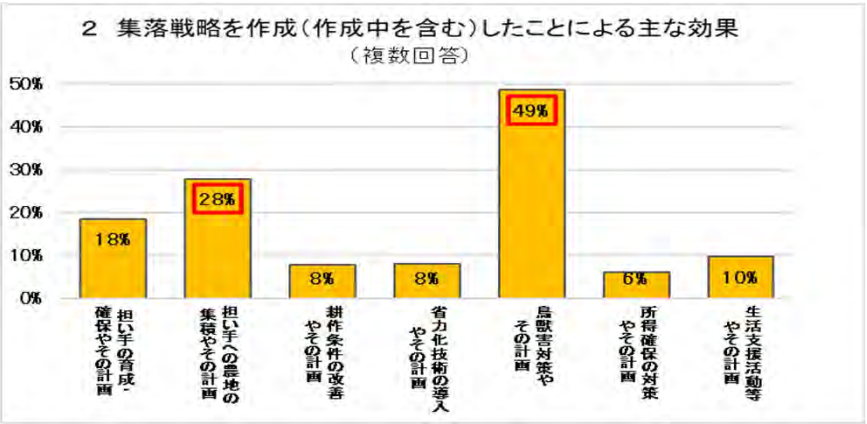
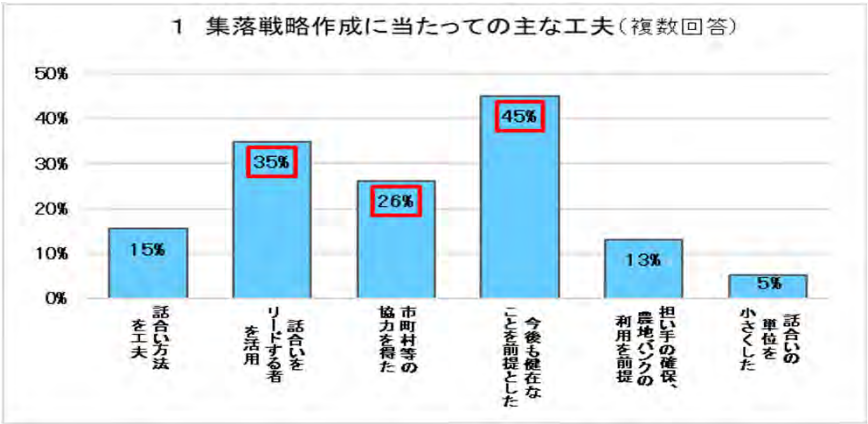
集落協定が体制整備単価の要件である集落戦略を作成するに当たって工夫した点や、作成（作成中を含む）による効果については、
【集落協定が集落戦略を作成するに当たって工夫した点】

- 高齢化により農業者本人や集落の将来像が見通せないことから、「協定参加者が今後も健在なことを前提に作成を推進」したが最も多く約5割、次いで「話し合いをリードする者の活用」が約4割、「市町村等の協力を得た」が約3割となっている。

【集落戦略を作成（作成中を含む）したことによる効果】

- 「鳥獣対策の実施やその計画」があるが最も多く約5割、次いで「担い手への農地の集積やその計画」が約3割となっており、担い手の農地集積にも貢献している。

※集落戦略とは、集落協定が交付単価の10割（体制整備単価）を受給する要件として、6年から10年後の協定農用地や地域農業の将来像について、協定参加者の話し合いにより作成する集落全体の指針となるもの。



1 集落戦略の作成に当たっての工夫（複数回答）

①アンケートや戸別訪問等により、話し合いの方法を工夫	15.5%
②話し合いをリードする者を活用した	34.9%
③市町村や関係機関の協力を得た	26.2%
④協定参加者が、今後も健在なことを前提とした	45.1%
⑤担い手やリーダーの確保、農地バンクの利用を前提とした	13.1%
⑥集落戦略の作成範囲を分割し、話し合いの単位を小さくした	5.1%
⑦その他	2.2%
⑧特になし	8.2%
⑨まだ作成していない	20.2%
⑩無回答	0.4%
計	100.0%
体制整備単価 協定数	3,622

2 集落戦略を作成（作成中も含む）したことによる効果（複数回答）

①担い手の育成・確保又は計画がある	18.4%
②担い手への農地の集積又はその計画がある	27.9%
③基盤整備等により耕作条件を改善した又はその計画がある	7.7%
④スマート農業等の省力化技術を導入した又はその計画がある	8.0%
⑤耕作条件が劣る農地の粗放的管理や林地化を実施又はその計画がある	5.8%
⑥鳥獣害対策を実施した又はその計画がある	48.6%
⑦所得確保のため高収益農産物の生産や加工等を始めた又は計画がある	6.0%
⑧他の協定等との統合・連携をした又はその計画がある	5.0%
⑨高齢者等への声掛けや見守り等の生活支援活動を開始した又は計画がある	9.7%
⑩特に何もしていない	24.7%
⑪その他	2.8%
⑫無回答	3.1%
計	100.0%
体制整備単価 協定数	3,622

7-(1)-④ 集落協定が実施している各種活動

地域の関係団体と協力し、各種活動をしている農村RMOの素地を持つ集落も一定程度存在

集落協定が集落で実施している各種の活動と、その活動の連携組織については、

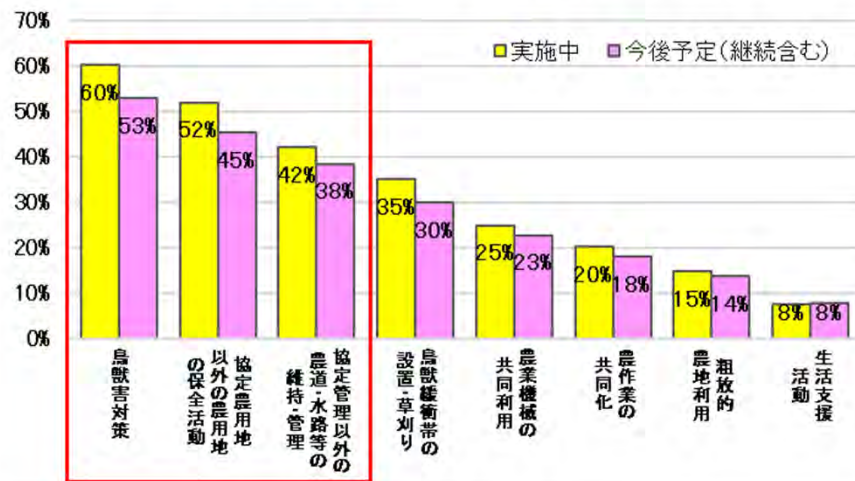
【集落で実施している主な活動】

- 現在、実施している活動と今後実施予定の活動ともに、「鳥獣害対策」が最も多く、次いで「協定農用地以外の農用地の保全活動」、「集落協定が管理している以外の農道や水路等の維持・管理活動」の割合が高くなっている。

【集落で実施している活動の主な連携組織】

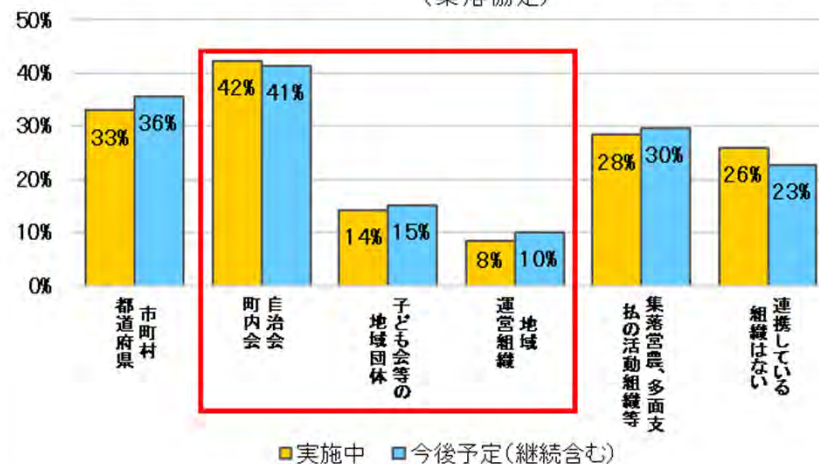
- 現在、連携している組織と今後連携予定の組織ともに、「町内会・自治会」のほか、「市町村・都道府県」、「集落営農、多面的機能支払交付金の活動組織」との連携割合が高くなっている。
- また、人口減少・高齢化による集落機能の弱体化が課題となる中で、「町内会・自治会」のほか、「子ども会等の地域団体」、「地域運営組織」などの地域の関係団体と連携して、農地保全や地域資源の活用と併せて生活支援活動を行う農村RMOの素地を持つ集落も一定程度存在している。

1 集落協定が集落で実施している主な活動(複数回答)



※農地の保全活動及び農道・水路等の維持・管理活動については、協定農用地や集落協定が管理している農道・水路等以外の農用地や施設等の保全活動を行っている集落協定の割合。

2 集落で実施している活動の主な連携組織(複数回答)
(集落協定)



1 集落協定が実施している各種活動（複数回答）

	実施中	今後予定 （継続含む）
①協定農用地以外の保全活動（草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等）	51.9%	45.3%
②協定農用地以外の農道・水路等の維持・管理活動（多面的機能支払による活動を含む）	42.1%	38.4%
③鳥獣緩衝帯の設置・草刈り	35.1%	30.0%
④維持できなくなった農地の林地化（計画的な植林）	1.6%	2.2%
⑤農作業の共同化	20.2%	18.0%
⑥農業機械の共同利用	24.9%	22.8%
⑦鳥獣害対策	60.2%	52.9%
⑧放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用	14.8%	13.8%
⑨都市住民との交流活動	3.9%	3.9%
⑩農産物の販売・加工	6.4%	6.2%
⑪地域での生活支援活動（高齢者への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき等）	7.7%	7.9%
⑫生き物観察や生物保全活動	3.0%	2.8%
⑬その他	1.6%	1.2%
⑭集落で共同活動は実施していない	8.6%	7.4%
⑮無回答	1.1%	11.4%
計	100%	100%
実施協定数	4,632	4,632

2 集落協定が実施している各種活動の連携組織（複数回答）

	実施中	今後予定 （継続含む）
①市町村、都道府県	33.0%	35.6%
②自治会、町内会	42.4%	41.4%
③子ども会、婦人会、青年会、老人会、地域の団体	14.3%	15.2%
④地域運営組織	8.5%	10.2%
⑤社会福祉協議会、NPO、社会福祉法人	1.4%	1.6%
⑥保育園・幼稚園、小・中学校、高等学校	1.9%	2.1%
⑦大学	0.7%	1.0%
⑧他の集落協定、集落営農組織、多面的機能支払交付金の活動組織、土地改良区、JA	28.4%	29.7%
⑨民間企業	1.7%	1.9%
⑩地域おこし協力隊	1.7%	3.6%
⑪その他	1.8%	1.7%
⑫連携している組織はない	26.0%	22.8%
⑬無回答	1.3%	5.3%
計	100%	100%
実施協定数	4,182	3,760

7 - (1) - ⑤ **集落協定と廃止協定**における、協定対象農用地と農業集落の農用地の範囲

1 集落 1 協定が 7 割を占めており、協定の統合・広域化による農用地の維持が急務

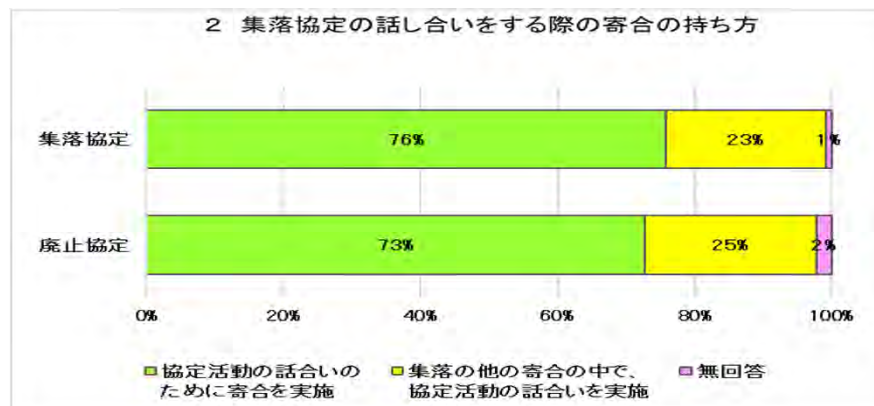
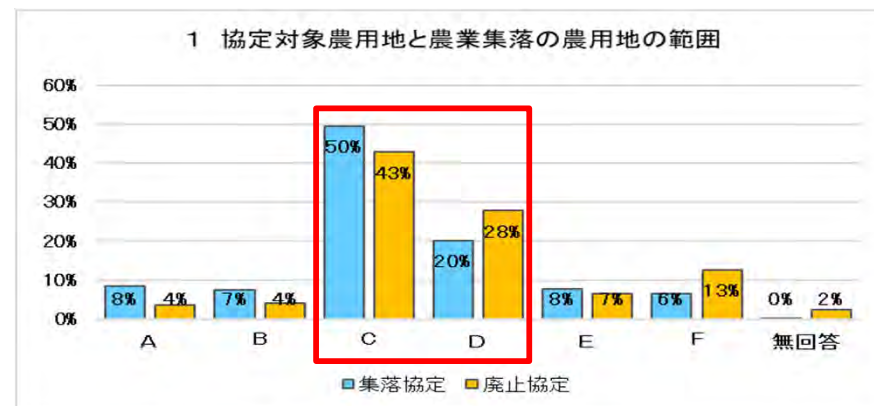
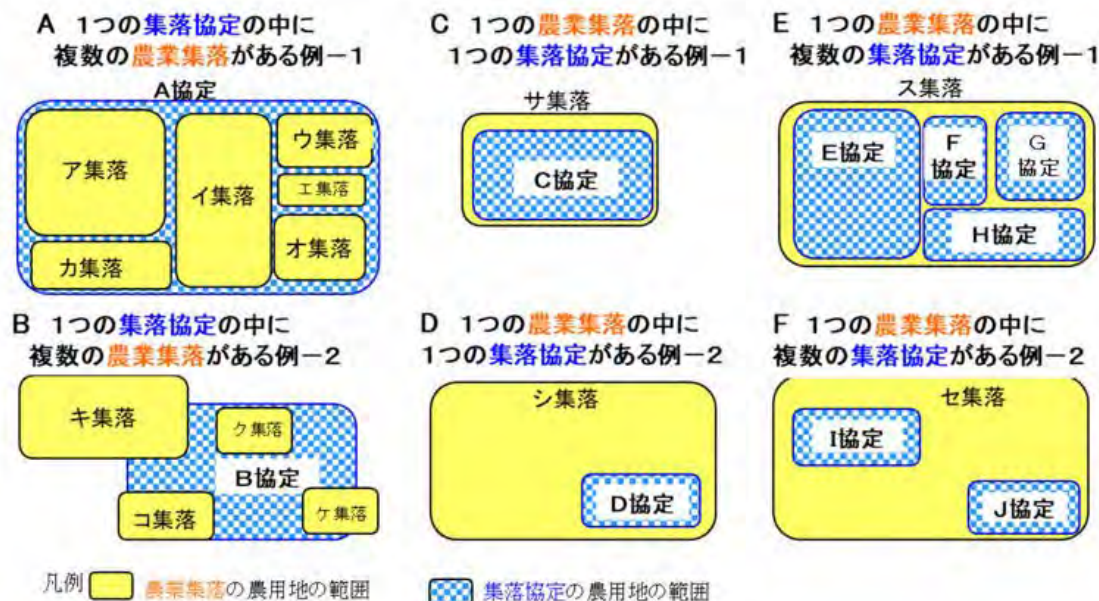
集落協定の協定農用地と農業集落の農用地の範囲や、集落協定における協定活動をする際の寄合の持ち方については、

【協定対象農用地と農業集落の農用地の範囲】

- 「1つの集落協定が農業集落の農用地の大部分をカバー」するCのケースが最も多く、集落協定で5割、廃止協定では約4割、次いで「1つの集落協定が農業集落の農用地の一部をカバー」するDのケースで、集落協定で2割、廃止協定では約3割となっており、7割の集落協定が「1集落1協定」であり、高齢化等により協定活動が廃止された場合、集落の農用地が荒廃することから、協定の統合や広域化は急務となる。

【集落協定が協定活動の話合いをする際の寄合の持ち方】

- 「協定活動のために寄合を持つ」が最も多く、集落協定では約8割、廃止協定では約7割となっており、協定活動の寄合いの参加者と集落の寄合いの参加者に違いが生じていることが伺える。



7－(2) 個別協定における今後の経営意向

個別協定の4割が集積・集約化の意向があり、規模拡大に当たっての条件は基盤整備済みであること

個別協定における今後の経営意向のほか、規模拡大の意向がある個別協定が規模拡大に当たって、どのような農用地を希望しているのかについては、

【今後の経営意向】

- 「規模拡大」の意向は約3割、「規模拡大より農地集約」の意向は約1割となっており、約3割の個別協定が農用地の集積・集約化の意向を持っている。
- 一方、「現状維持」は6割、「規模を縮小」（廃止を含む）も約1割あった。

【規模拡大意向を持つ個別協定の規模拡大に当たっての農用地の条件】

- 「大型機械が入ること」が最も多く約8割、次いで「農業用水が利用できること」と「基盤整備済みであること」が約7割、「日当たりや水はけが良いこと」と「面的にまとまっていること」が約6割となっている。



1 今後の経営意向

①規模拡大の意向がある	25.9%
②規模拡大より農地を集約したい	6.7%
③現状維持	60.7%
④規模を縮小したい(廃止を含む)	5.6%
⑤無回答	1.1%
計	100.0%
個別協定数	522

2 規模拡大の意向がある個別協定の規模拡大に当たっての農用地の条件（複数回答）

①大型機械が入ること	76.3%
②農業用水が利用できること	70.4%
③基盤整備済みであること	67.4%
④日当たりや水はけが良いこと	63.7%
⑤面的にまとまっていること	55.6%
⑥賃料が安いこと	43.0%
⑦鳥獣害対策がされていること	42.2%
⑧環境保全型農業に適した圃場であること	22.2%
⑨農地面積や圃場条件にはこだわらない	11.9%
⑩その他	3.7%
計	100.0%
規模拡大意向の個別協定数	135

廃止協定の6割以上で、農用地の維持・管理の程度が低下

第4期対策末（R1年度）で活動を廃止した集落協定（廃止協定）が活動していた協定農用地の状況、現在の集落活動の状況については、**【廃止協定が活動をしていた協定農用地の現在の状況】**

- 「不作付地がある」と回答した廃止協定が約7割で最も多く、次いで「荒廃している」が約6割となっており、活動を廃止して数年で農用地の維持・管理の程度が低下している。
- 一方、「以前と変わらない」とする廃止協定も約2割あり、引き続き、農用地が適切に維持されている集落もある。

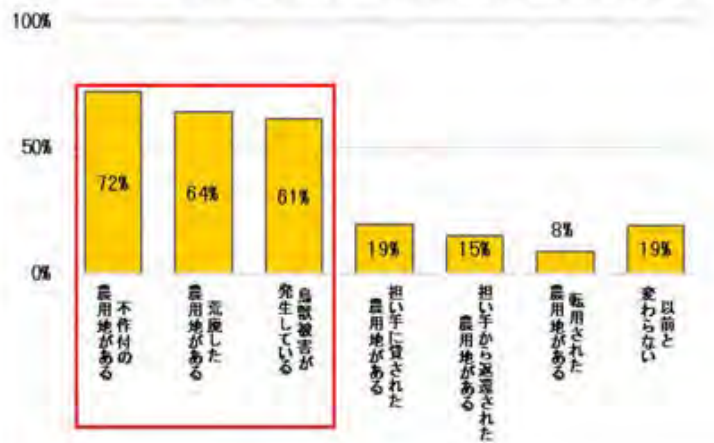
【現在、集落で実施している活動】

- 「農道・水路等の維持・管理活動」を行っている廃止協定が約6割で最も多く、次いで「農地の保全活動」が約4割、「鳥獣害対策」が約3割となっている。
- 一方、「共同活動をしていない」廃止協定も約3割あり、こうした集落が増加することによる農用地の荒廃や集落機能の弱体化が危惧される。

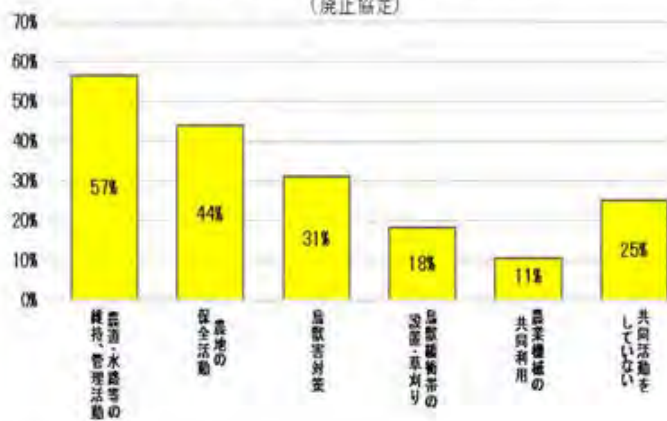
【現在の共同活動の参加者（現在も共同活動をしている廃止協定）】

- 「協定活動をしていた当時より減少した」とする廃止協定が約7割で最も多く、次いで「変わらない」が約3割となっている。

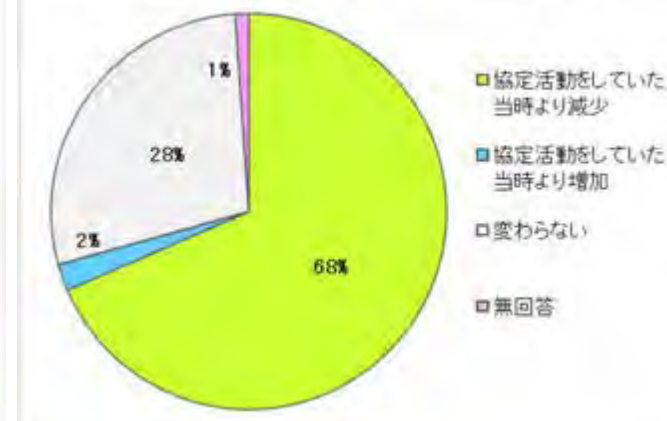
1 協定農用地であった農用地の現在の状況（複数回答）



2 集落で実施している主な活動（複数回答）（廃止協定）



3 廃止協定における現在の共同活動の参加者



1 協定農用地であった農用地の現在の状況 (複数回答)

①荒廃した農用地がある	64.0%
②作付けしない農用地がある	72.2%
③転用された農用地がある	8.3%
④林地化(植林)された農用地がある	4.3%
⑤粗放的利用されている農用地がある	4.3%
⑥担い手から返還された農用地がある	14.8%
⑦担い手に貸された農用地がある	19.3%
⑧鳥獣被害が発生している	61.2%
⑨災害による被害を受けた農用地がある	10.4%
⑩基盤整備された農用地がある	1.4%
⑪以前と特に変わらない	19.1%
⑫その他	1.8%
計	100.0%
廃止協定数計	492

2 廃止協定が実施している共同活動(複数回答)

①農用地の保全活動(草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等)	43.9%
②農用地の農道・水路等の維持・管理活動(多面的機能支払による活動を含む)	56.7%
③鳥獣緩衝帯の設置・草刈り	18.3%
④維持できなくなった農地の林地化(計画的な植林)	1.2%
⑤農作業の共同化	4.9%
⑥農業機械の共同利用	10.6%
⑦鳥獣害対策	31.1%
⑧放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用	3.7%
⑨都市住民との交流活動	0.4%
⑩農産物の販売・加工	4.7%
⑪地域での生活支援活動(高齢者への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき等)	4.5%
⑫生き物観察や生物保全活動	0.8%
⑬その他	2.0%
⑭集落で共同活動は実施していない	25.2%
⑮無回答	0.6%
計	100.0%
廃止協定数	492

3 現在の共同活動の参加者数 (集落協定の活動していた当時との比較)

①集落協定の活動していた当時より減った	68.5%
②集落協定の活動していた当時より増えた	2.2%
③集落協定の活動していた当時と変わらない	28.2%
④無回答	1.1%
計	100.0%
廃止協定数	365

7－(3)－② 廃止協定における5年後(R10年)の集落の状況等

再度、協定活動に参加したい農家の意向把握と活動できる仕組みづくりが必要

廃止協定がある集落における5年後（R10年）の農業の担い手や集落のリーダーの有無、農用地の荒廃状況等については、

【5年後（R10年）の集落における農業の担い手や話し合い・行事のリーダーの有無】

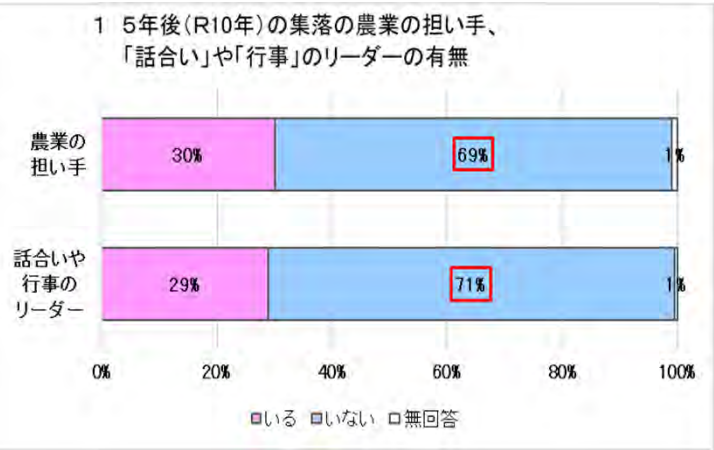
○ 5年後に、農業の担い手や集落のリーダーが「いる」とする廃止協定は約3割、「いない」廃止協定は約7割あることから、集落活動の低下による集落の弱体化が危惧される。

【5年後（R10年）の集落の農用地の荒廃状況】

○ 「集落の農用地の1割以上が荒廃」するとする廃止協定は約8割あり、「5割以上の農用地が荒廃」すると危惧している廃止協定も2割を超えている。

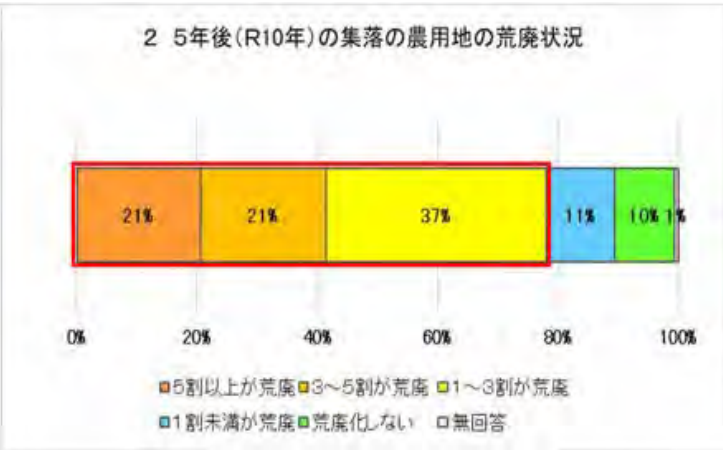
【今後、近隣の集落協定から協定活動への参加を誘われた場合の対応】

○ 「活動に参加する農家はない」と考える廃止協定が約6割あった一方、「参加する農家もいる」と考えている廃止協定も約3割あることから、こうした農家の意向を把握し、協定活動への参加と協定側の受入れを促すことが必要となってくる。



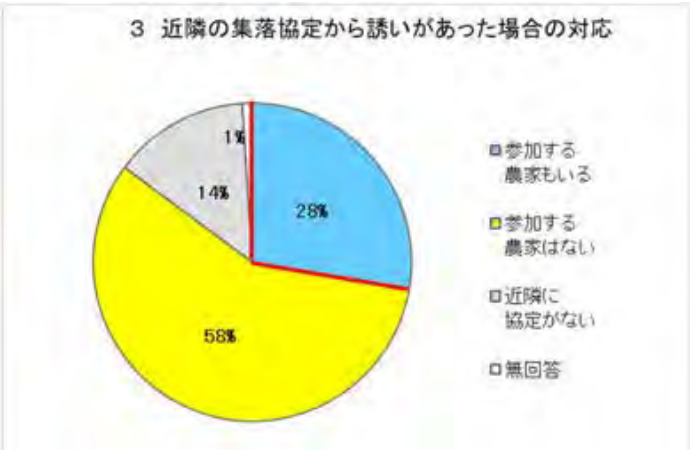
1 5年後(R10年)の集落の「話し合い」や「行事」のリーダー、
農業の担い手の有無

	いる	いない	無回答	計	廃止協定数
農業の担い手	30.1%	68.9%	1.0%	100.0%	492
「話し合い」や「行事」のリーダー	28.9%	70.5%	0.6%	100.0%	492



2 5年後(R10年)の集落の農用地の荒廃状況

①集落の農用地の5割以上が荒廃	20.5%
②集落の農用地の3～5割が荒廃	20.9%
③集落の農用地の1～3割が荒廃	36.6%
④集落の農用地の1割未満が荒廃	11.4%
⑤荒廃化しない	10.0%
⑥無回答	0.6%
計	100.0%
廃止協定数	492



3 今後、近隣の集落協定から活動への誘いが
あった場合の対応

①活動に参加する農家もいると思われる	27.6%
②活動に参加する農家はない	57.5%
③近隣集落に協定がない	13.8%
④無回答	1.0%
計	100.0%
廃止協定数	492

7－(4)－① 未実施集落における農用地の状況等

本制度に取り組んでいない集落において、農用地の荒廃を防止する体制づくりが必要

本制度を実施していない集落（未実施集落）における、最近5年間の農用地の状況や5年後（R10年）の荒廃状況については、

【現在の農用地の耕作者】

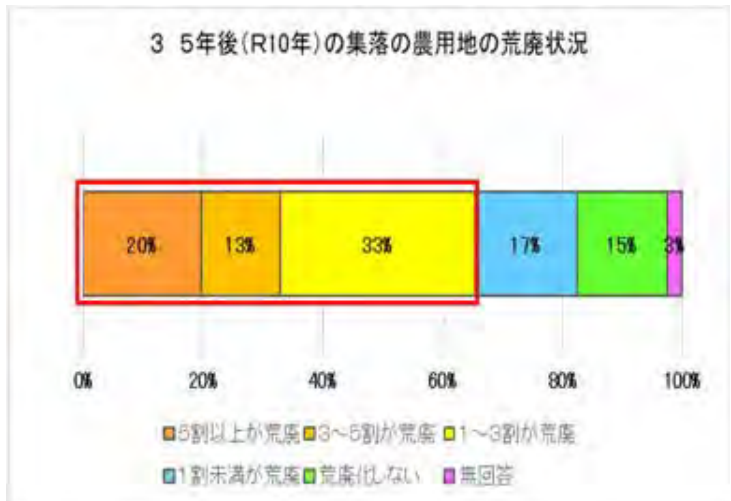
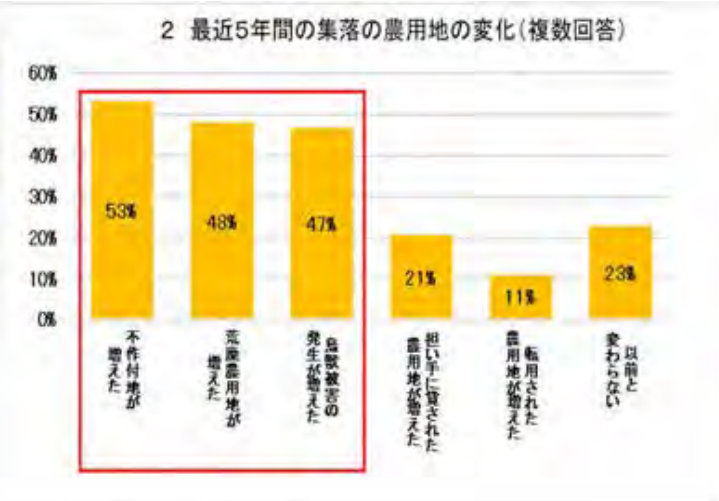
- 「それぞれの農家が耕作」している集落が最も多く約6割、次いで「担い手と農家が耕作」している集落が約3割となっている。
- 一方、「荒廃化し誰も耕作していない」集落が約1割あり、高齢化が進む中、さらにこうした集落の増加が予想されることから、本制度に取り組んでいない集落において、農用地の荒廃を防止する体制づくりが必要となる。

【最近5年間の農用地の変化】

- 「不作付地が増えた」とした集落が最も多く、次いで「荒廃農用地が増えた」、「鳥獣被害の発生が増えた」が約5割となっており、農用地の荒廃や不作付が増えている。

【5年後（R10年）の集落の農用地の荒廃状況】

- 「集落の農用地の1割以上が荒廃」すると考える集落は約7割で、「5割以上が荒廃」すると考える集落は2割あることから、今後も農用地の荒廃が進むものと考えられる。



1 現在の農用地の耕作者

①地域の担い手が主に耕作	5.7%
②地域の担い手と農家がそれぞれ耕作	26.7%
③それぞれの農家が耕作	56.9%
④農地が荒廃化し、誰も耕作していない	8.7%
⑤無回答	2.0%
計	100.0%
未実施集落数	839

2 最近5年間の集落の農用地の変化(複数回答)

①荒廃した農用地がある	47.9%
②作付けしない農用地がある	53.2%
③転用された農用地がある	11.0%
④林地化(植林)された農用地がある	3.3%
⑤粗放的利用されている農用地がある	1.1%
⑥担い手から返還された農用地がある	5.4%
⑦担い手に貸された農用地がある	20.7%
⑧鳥獣被害が発生している	46.6%
⑨災害による被害を受けた農用地がある	7.5%
⑩基盤整備された農用地がある	1.1%
⑪以前と特に変わらない	22.8%
⑫その他	4.4%
⑬無回答	3.1%
計	100.0%
未実施集落数	839

3 5年後(R10年)の集落の農用地の荒廃状況

①集落の農用地の1割未満が荒廃する	16.9%
②集落の農用地の1～3割が荒廃する	32.5%
③集落の農用地の3～5割が荒廃する	13.2%
④集落の農用地の5割以上が荒廃する	19.7%
⑤荒廃化しない	15.1%
⑥無回答	2.5%
計	100.0%
未実施集落数	839

7－(4)－② 未実施集落における集落の状況

担い手やリーダーがいる未実施集落も多く、こうした者を活用した農用地等維持の体制づくりが必要

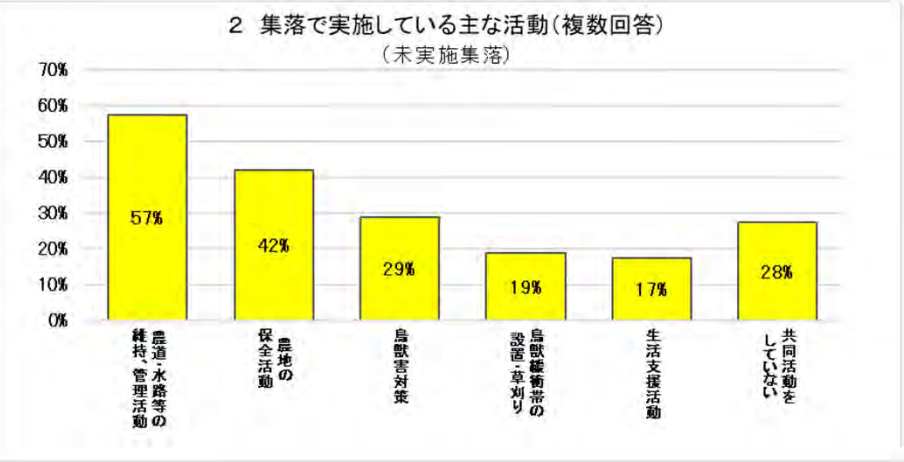
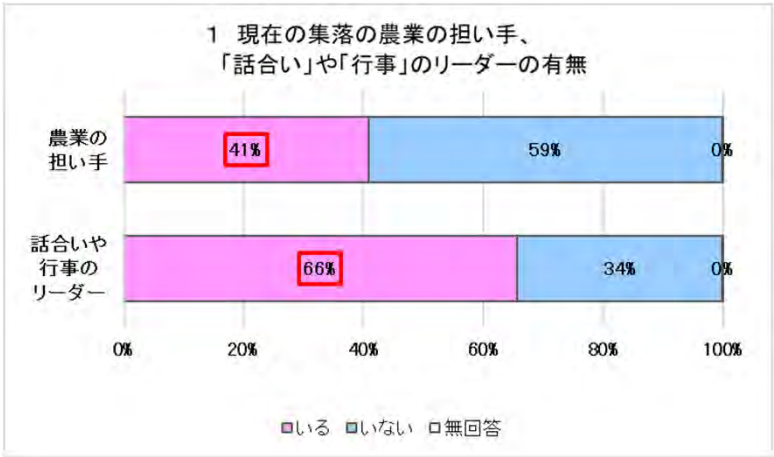
未実施集落における現在の農業の担い手や集落のリーダーの有無、集落で実施している活動については、

【農業の担い手や話し合い・行事のリーダーの有無】

- 農業の担い手が「いる」集落は約4割、「いない」集落は約6割となっている。
- 集落のリーダーが「いる」集落は約7割、「いない」集落は約3割となっている。
- 担い手やリーダーが「いる」未実施集落も多いことから、こうした方々をうまく活用して、集落の機能や農用地を維持する体制づくりが必要となってくる。

【現在、集落で実施している活動】

- 「農道・水路等の維持・管理活動」が最も多く約6割、次いで「農地の保全活動」が約4割、「鳥獣害対策」が約3割となっている。
- また、「生活支援活動」をしている集落も約2割あり、その割合は集落協定や廃止協定よりも高くなっている。
- 一方、「共同活動をしていない」未実施集落は約3割ある。



1 集落の農業の担い手、「話し合い」や「行事」のリーダーの有無

	いる	いない	無回答	計	未実施集落数
農業の担い手	40.9%	59.0%	0.1%	100.0%	839
「話し合い」や「行事」のリーダー	65.7%	34.2%	0.1%	100.0%	839

2 未実施集落で実施している共同活動(複数回答)

①農用地の保全活動(草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等)	42.1%
②農用地の農道・水路等の維持・管理活動(多面的機能支払による活動を含む)	57.4%
③鳥獣緩衝帯の設置・草刈り	19.0%
④維持できなくなった農地の林地化(計画的な植林)	0.8%
⑤農作業の共同化	6.7%
⑥農業機械の共同利用	6.4%
⑦鳥獣害対策	29.0%
⑧放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用	2.1%
⑨都市住民との交流活動	3.3%
⑩農産物の販売・加工	5.5%
⑪地域での生活支援活動(高齢者への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき等)	17.3%
⑫生き物観察や生物保全活動	2.6%
⑬その他	7.9%
⑭集落で共同活動は実施していない	27.5%
⑮無回答	1.0%
計	100.0%
廃止協定数	839

7 - (4) - ③ 未実施集落における、本制度の認知度、今後の取組意向

未実施集落の約 1 割に取組意向があり、こうした集落に対する働きかけが必要

未実施集落における本制度の認知度、これまで本制度に取り組まなかった理由、今後の取組意向については、
【本制度の認知度のほか、本制度を知っている集落において、本制度が集落の寄合で話題になったことがあるか】

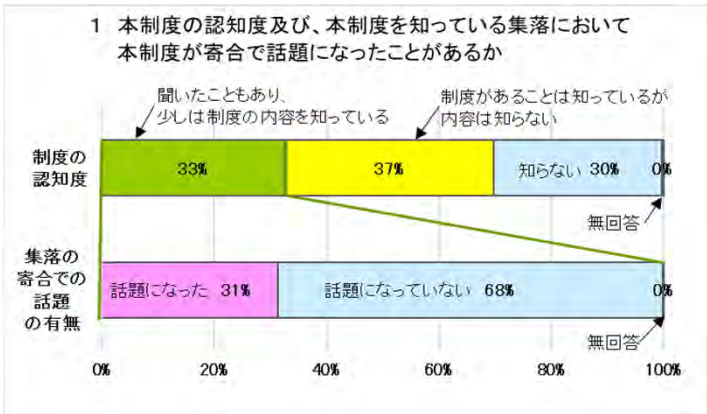
- 本制度を知っている集落は約 7 割、制度の内容も知っている集落は 3 割あった。一方、3 割の集落が制度を知らないことから、未実施集落に対する制度の周知が必要。
- また、本制度の内容も知っている集落のうち、約 3 割の集落では集落の寄合において本制度が話題となっていた。

【集落の寄合で話題になったものの、本制度に取り組まなかった理由】

- 集落協定の廃止理由と同様に、「高齢化」や「リーダーがいない」、「事務手続きが負担」が多い中、「制度の要件を満たさなかった」、「集落で合意が取れなかった」とする理由も約 3 割あった。

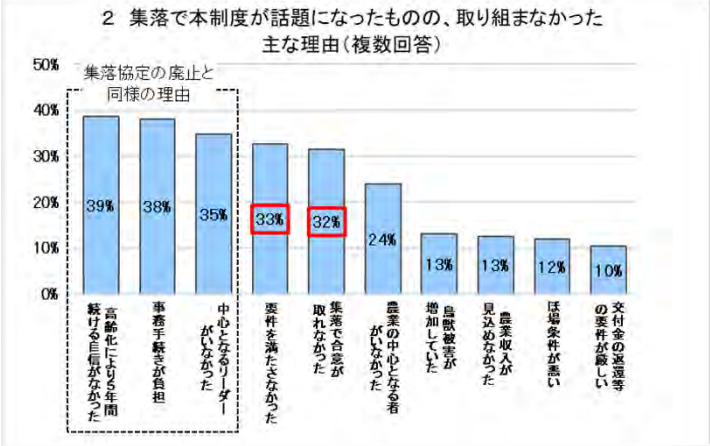
【今後の本制度への取組意向】

- 未実施集落の約 1 割が本制度への取組意向を示しており、今後、こうした集落に対して制度の説明や集落の合意形成に向けた働きかけなどが必要。



1 本制度の認知度	
①聞いたこともあり、少しは制度の内容を知っている	32.5%
②制度があることは知っているが、内容は知らない	37.3%
③知らない	29.8%
④無回答	0.4%
計	100.0%
未実施集落数	839

2 本制度を知っている集落において、本制度が寄合で話題になったことがあるか	
①集落の寄合で話題になった	31.4%
②集落の寄合で話題になったことはない	68.4%
③無回答	0.2%
計	100.0%
未実施集落数	586



3 集落の寄合で、本制度が話題になった集落における、本制度に取り組まなかった理由(複数回答)	
①集落内の合意が取れなかった	31.5%
②交付金の返還等の要件が厳しかった	10.3%
③事務手続きが負担	38.0%
④制度の対象となる農用地の要件を満たさなかった	32.6%
⑤取り組むに当たって、中心となるリーダーがいなかった	34.8%
⑥農家が高齢化しており、5年間続ける自信がなかった	38.6%
⑦地域農業の中心となる者がいなかった	23.9%
⑧農業収入が見込めなかった	12.5%
⑨鳥獣被害が増加していた	13.0%
⑩近隣の集落も取り組んでいなかった	4.9%
⑪ほ場条件が悪い	12.0%
⑫本制度がなくても農用地の維持・管理が可能	4.9%
⑬その他	11.4%
⑭無回答	2.2%
計	100.0%
未実施集落数	184



4 今後の本制度への取組意向	
①取組意向あり	14.1%
②取組意向なし	84.9%
③無回答	1.1%
計	100.0%
未実施集落数	839

6 割の市町村が現行制度のままで継続することを要望

本制度を実施（第5期対策）している市町村において、取り組みによりどのような効果が生じたと考えているかについては、

【本制度がどの程度、荒廃農地の発生・防止に貢献したか】

- 「かなり貢献」していると考える市町村が約4割、「一定程度貢献」しているが約5割となっており、本制度を実施しているほとんどの市町村において、本制度が荒廃農地の発生・防止に貢献していると考えている。

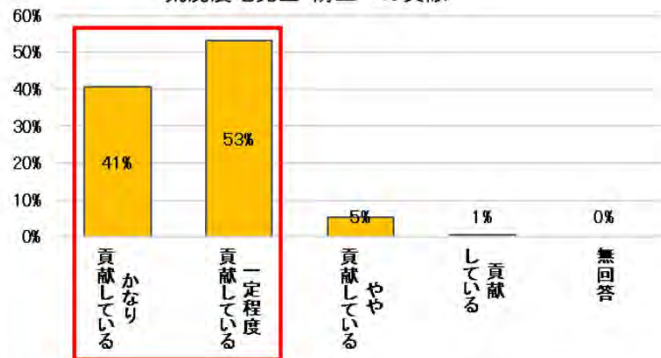
【本制度に取り組んだことによる効果】

- 「荒廃農地の発生防止」及び「水路・農道等の維持・管理」といった本制度の基本的な活動以外で回答が多かった項目については、「鳥獣被害の減少」と「集落機能維持」が約4割、「農業機械等の共同利用」が約3割、「農地集積・集約化」が約2割となっている。

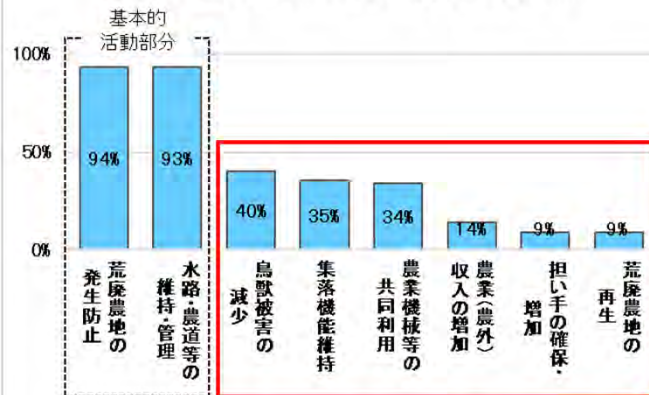
【本制度の必要性】

- ほぼすべての市町村において、制度の継続を要望しており、約6割の市町村は「現行制度を維持し継続」、4割の市町村は「現行制度を見直して継続」を要望しており、制度を見直さず継続を要望している市町村が多い状況。

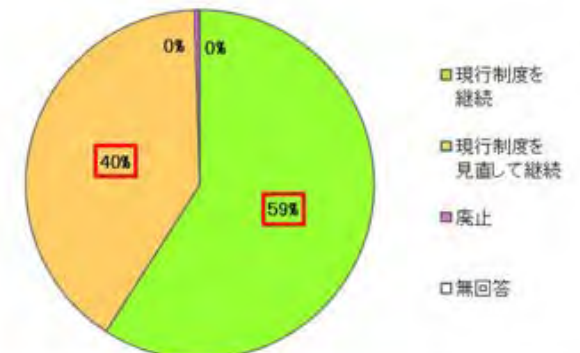
1 第5期対策における本制度の
荒廃農地発生・防止への貢献



2 第5期対策における主な効果(複数回答)



3 本制度の必要性



1 第5期対策における本制度の
荒廃農地発生・防止への貢献

①かなり貢献している	40.6%
②一定程度貢献している	53.0%
③やや貢献している	5.5%
④貢献している	0.6%
⑤無回答	0.3%
計	100.0%
実施市町村数	990

2 第5期対策における本制度の効果(複数回答)

①荒廃農地の発生防止	93.5%
②水路・農道等の維持、地域の環境の保全	93.4%
③農業機械等の共同利用による作業の効率化	34.2%
④農業(農外)収入が増加した	14.2%
⑤集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手の確保(増加)	9.2%
⑥担い手への農地の集積・集約化の進展	20.8%
⑦鳥獣被害の減少	40.3%
⑧荒廃農地の再生	8.7%
⑨都市住民等との交流の増加	5.3%
⑩定住者等の確保	1.9%
⑪生活支援活動(高齢者への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき等)を開始(拡大)	7.0%
⑫集落の寄り合いや行事等の集落機能の維持	35.4%
⑬その他	0.9%
⑭特に効果は感じられない	0.2%
⑮無回答	0.4%
計	100.0%
実施市町村数	990

3 本制度の必要性

①現行制度を維持し、継続する必要がある	58.9%
②制度を見直し、継続する必要がある	40.3%
③制度を廃止して構わない	0.4%
④無回答	0.4%
計	100.0%
実施市町村数	990

市町村と農業者の事務負担軽減となるような事務手続き等の見直しが必要

本制度を実施している市町村において、農用地や集落を維持するために有効と考えている支援等については、

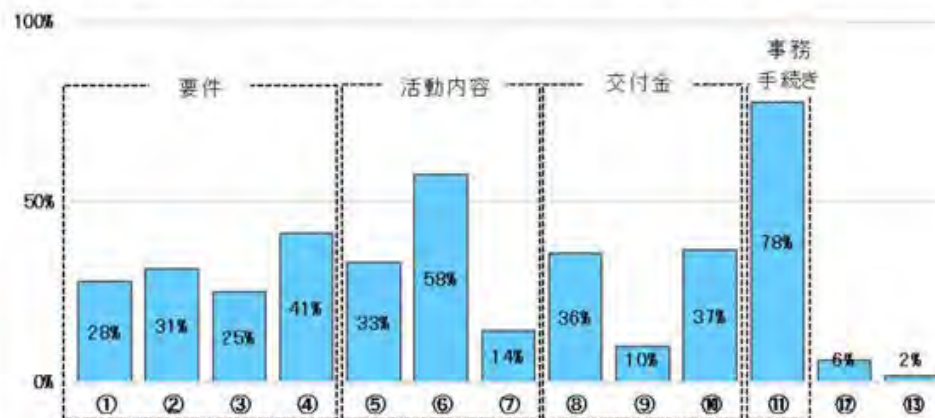
【本制度により取り組み易くなるための有効な改善策】

- 制度の要件に係る改善策は、「協定活動期間（５年間）の緩和」が最も多く約４割、次いで「傾斜区分の要件緩和」が約３割となっている。
- 活動内容に係る改善策は、「集落戦略の内容の簡素化」が最も多く約６割、次いで「必須活動の内容の緩和」が約３割となっている。
- 交付金に係る改善策は、「交付金返還規定の緩和」と「交付金の増額」が最も多く、それぞれ約４割となっている。
- 市町村が要望する改善策で最も多かったのは「事務負担の軽減」で、約８割の市町村が求めていることから、市町村の担当者だけではなく、農業者にとっても負担軽減となるような事務手続き等の見直しが必要となっている。

【農用地や集落を維持するために有効な支援等】

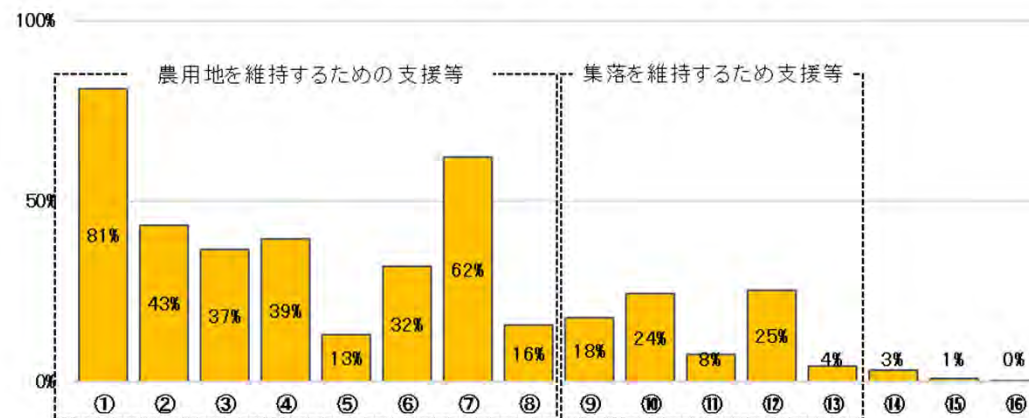
- 農用地を維持するための有効な支援等は、「担い手の確保」が最も多く約８割、次いで「鳥獣害対策」が約６割となっている。
- 集落を維持するための有効な支援等は、「定住者等の確保」が最も多く約３割、次いで「地域活動のサポート組織や人材の確保」が約２割となっており、農用地の維持に比べ集落の維持に関する要望は少ないことから、市町村は農用地維持に関心が高いことが伺える。

1 本制度により取り組み易くなるための有効な改善策（複数回答）



①対象地域の要件緩和、②傾斜区分の要件緩和、③一団の農用地(1ha以上)の要件緩和、④協定活動期間(5年間)の緩和、⑤必須活動の内容の緩和、⑥集落戦略の内容の簡素化、⑦集落マスタープランの活動方針の内容の見直し、⑧交付単価の増額、⑨加算の充実、⑩交付金返還規定の緩和、⑪様式・申請手続きの簡素化等の事務負担の軽減、⑫その他、⑬無回答

2 農用地や集落を維持するために、有効と考えられる支援等（複数回答）



①担い手の確保、②農地の集積・集約化、③機械の共同利用や農作業の効率化、④農業機械や加工施設等の整備、⑤高収益作物の栽培や農産加工等、⑥傾斜地で作業可能な農業機械導入、⑦鳥獣害対策、⑧協定の広域化や統合、⑨地域団体と連携した農地保全の仕組みづくり、⑩地域活動のサポート組織や人材の確保、⑪生活支援活動、⑫定住者等の確保、⑬都市住民との交流や地域情報の発信等、⑭その他、⑮特になし、⑯無回答

**1 本制度により取り組み易くなるための有効な改善策
(複数回答)**

①対象地域の要件緩和	28.0%
②傾斜区分の要件緩和	31.4%
③一団の農用地(1ha以上)の要件緩和	25.2%
④協定活動期間(5年間)の緩和	41.3%
⑤必須活動の内容の緩和	33.0%
⑥集落戦略の内容の簡素化	57.6%
⑦集落マスタープランの活動方策の内容の見直し	14.2%
⑧交付単価の増額	35.9%
⑨加算の充実	9.8%
⑩交付金返還規定の緩和	36.8%
⑪様式・申請手続きの簡素化等の事務負担の軽減	77.7%
⑫その他	6.1%
⑬無回答	1.8%
計	100.0%
実施市町村	990

2 農用地や集落を維持するために、有効と考えられる支援策等(複数回答)

①農業の担い手の確保	81.2%
②担い手への農地の集積・集約化	43.4%
③機械の共同利用や農作業の効率化	36.7%
④農業機械の購入、農業用施設や農産加工施設等の整備	39.4%
⑤高収益作物の生産やブランド化、農産物加工	13.2%
⑥傾斜地で安全に農作業できる農業用機械の導入	31.9%
⑦鳥獣害対策	62.2%
⑧集落協定の広域化や統合	15.8%
⑨各種団体と連携した農用地を守る仕組みの構築	17.7%
⑩地域活動をサポートする組織や人材の確保	24.3%
⑪地域での生活支援活動(高齢者への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき等)	7.6%
⑫地域外からの定住者等の確保	25.3%
⑬都市部の組織や市民との交流活動等や地域情報の発信	4.3%
⑭その他	3.2%
⑮特になし	0.8%
⑯無回答	0.4%
計	100.0%
実施市町村数	990

小規模集落協定の廃止が課題となる中、協定の統合・広域化は有効な対策

本制度を実施している市町村が見込む次期対策の協定数、集落協定に対する統合・広域化の推進方針等については、

【次期対策における協定数の見込み】

- 「おおむね現状維持」と見込んでいる市町村が最も多く約5割、次いで「若干の減少」を見込んでいる市町村が4割となっており、協定数は比較的維持される見込みであるが、高齢化が進む中、協定参加者や協定面積の減少が予想される。

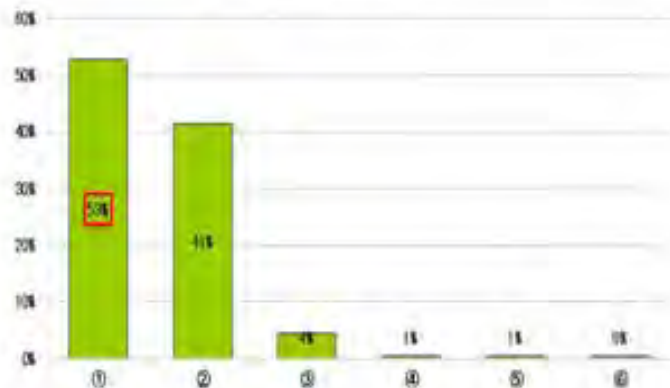
【次期対策における協定数が「かなり減少」又は「ほぼ全て廃止」と回答した市町村が考える協定数の減少要因】

- ほとんどの市町村が「高齢化による体力や活動意欲の低下」と「活動の中心となるリーダーの高齢化」を要因としている。このほかに約6割の市町村が「事務手続きが負担」としている。

【次期対策に当たっての集落協定の統合・広域化の推進に対する市町村の考え方】

- 「高齢化が進んでいる協定に対して周辺の集落協定の統合推進」を考えている市町村が約2割、「協定面積の小さな小規模協定に対して周辺の集落協定の統合推進」を考えている市町村が約1割となっている。
- 一方、約7割の市町村が「相談があれば対応するが、特段の推進は考えていない」としている。高齢化等により担い手やリーダーがいない小規模な集落協定の廃止が課題となる中で、その対策として集落協定の統合・広域化は有効な対策と考えられることから、それを進めるに当たっては市町村の役割は重要となってくる。

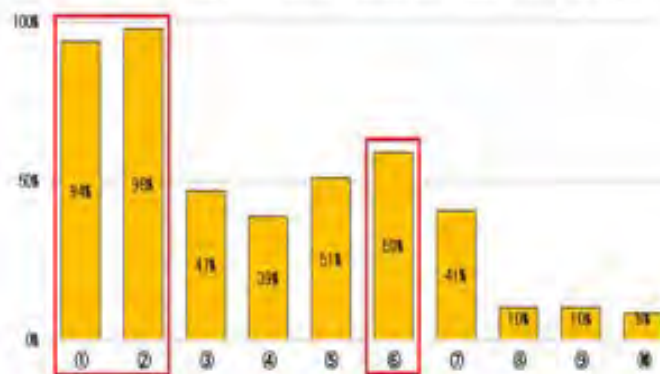
1 次期対策における協定数の見込み



① おおむね現状維持が見込まれる。② 若干の減少が見込まれる。③ かなりの減少が見込まれる。④ ほぼ全ての協定の廃止が見込まれる。⑤ 統合や広域化の意思が見込まれる。⑥ 新規や活動再開により増加が見込まれる。

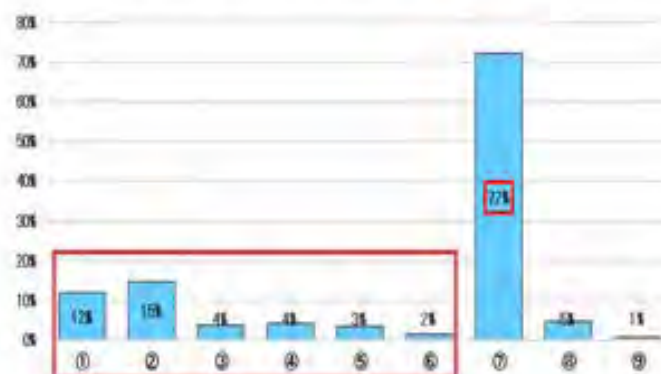
2 次期対策において、協定数が減少する要因

(1で「③かなり減少」又は「④ほぼ全ての協定が廃止」と回答した市町村)(複数回答)



① 活動の中心となるリーダーの高齢化。② 高齢化による体力や活動意欲の低下。③ 地域農業者の中心となる者がいない。④ 農業収入が見込めない。⑤ 高齢者数の増加。⑥ 事務手続きが負担。⑦ 交付金の削減や返還が不利。⑧ 統合の相手先となる協定がない。⑨ 協定内の意見がまとまらず、合意形成が困難。⑩ その他。

3 次期対策に当たっての集落協定の統合・広域化の推進(複数回答)



① 小規模協定に周辺の協定の統合を推進。② 高齢化している協定に周辺の協定の統合を推進。③ 集落協定の規模等に関わらず統合を推進。④ 集落協定に周辺の未実施集落の取り込みを推進。⑤ 未実施集落に対する協定締結を推進。⑥ 担い手に対して個別協定への取組を推進。⑦ 相談があれば対応するが、特段の推進は考えていない。⑧ その他。⑨ 無回答。

1 次期対策における協定数の見込み

①おおむね現状維持が見込まれる	52.5%
②若干の減少が見込まれる	41.3%
③かなりの減少が見込まれる	4.4%
④ほぼすべての協定の廃止が見込まれる	0.5%
⑤統合や広域化の進展が見込まれる	0.5%
⑥新規や活動再開により増加が見込まれる	0.4%
⑦無回答	0.3%
計	100.0%
実施市町村数	990

2 次期対策において、協定数が減少する要因 (1で「③」又は「④」を回答した市町村)(複数回答)

①活動の中心となるリーダーの高齢化	93.9%
②高齢化による体力や活動意欲の低下	98.0%
③地域農業の中心となる者がいない	46.9%
④農業収入が見込めない	38.8%
⑤鳥獣被害の増加	51.0%
⑥事務手続きが負担	59.2%
⑦交付金の遡及返還が不安	40.8%
⑧統合の相手先となる協定がない	10.2%
⑨協定内の意見がまとまらず、合意形成が困難	10.2%
⑩その他	8.2%
⑪無回答	0.0%
計	100.0%
(1)で③又は④を回答した市町村数	49

3 次期対策に当たっての集落協定の統合・広域化の 推進(複数回答)

①小規模協定に周辺の協定の統合を推進	11.9%
②高齢化している協定に周辺の協定の統合を推進	14.6%
③集落協定の規模等に関わらず統合を推進	3.6%
④集落協定に周辺の未実施集落の取り込みを推進	4.1%
⑤未実施集落に対する協定締結を推進	3.4%
⑥担い手に対して個別協定への取組を推進	1.6%
⑦相談があれば対応するが、特段の推進は考えていない	72.1%
⑧その他	4.8%
⑨無回答	0.8%
計	100.0%
実施市町村数	990

7－(5)－④ **本制度実施市町村**における5年後(R10年度)の農用地の荒廃状況、今後の農村RMOの推進意向

今後、集落の寄合や行事が減ることから、これらを補完し、地域で支え合う仕組みづくりが必要

本制度実施市町村における5年後(R10年度)の農用地の荒廃状況、今後の農村RMOの推進意向については、

【5年後(R10年度)の農用地の荒廃状況】

- 「かなり荒廃化が進む」と考えている市町村は約2割、「やや荒廃化が進む」とした市町村は約7割で、9割の市町村が荒廃化が進むと考えている。

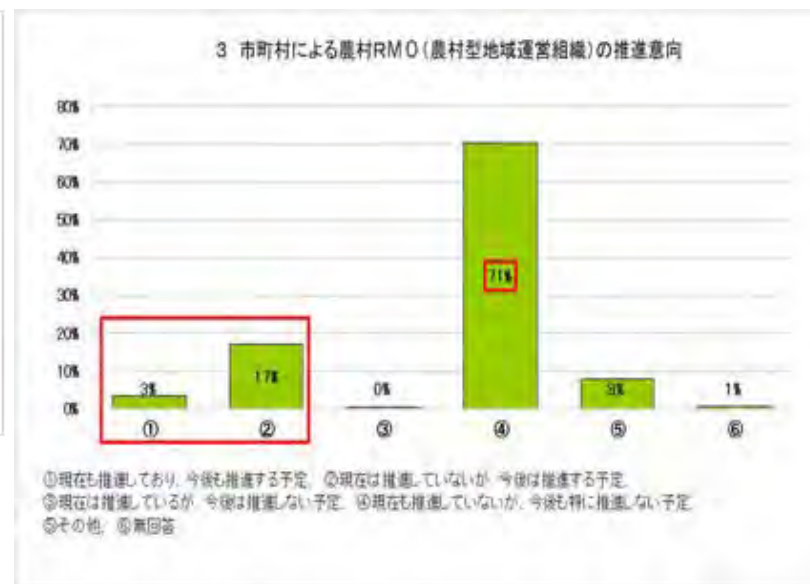
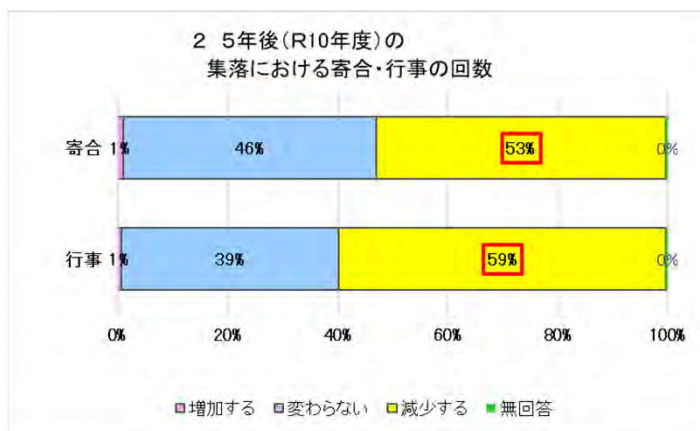
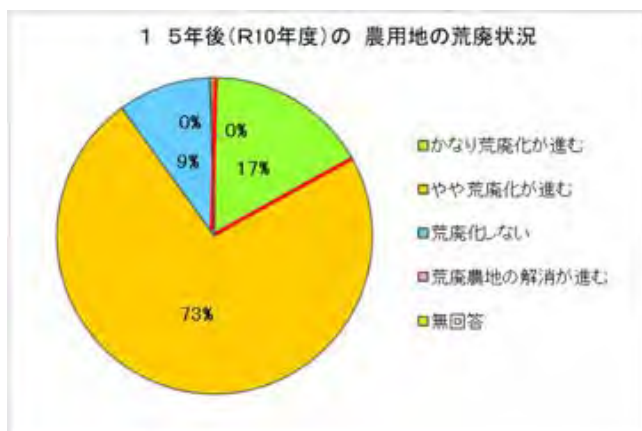
【5年後(R10年度)の集落における寄合・行事の回数】

- 寄合の回数については、「減少する」が「変わらない」に比べ、やや多くなっている。
- 行事については、「減少する」が6割、「変わらない」が4割となっており、住民の高齢化が進む中、集落で行事を行うことはさらに難しくなってくることから、これらを補完し、地域で支え合う仕組みづくりが必要となってくる。

【市町村による農村RMOの推進状況と今後の意向】

- 「現在は推進していないが、今後推進する予定」としている市町村が約2割、「現在も推進しており、今後も推進する予定」としている市町村もわずかにあった。
- 一方、約7割の市町村が「現在も推進していないが、今後も特に推進しない予定」としている。高齢化等により農用地の荒廃が進み、集落機能の弱体化が課題となる中で、まずは市町村に農村RMOの意義を理解してもらうための取組が必要と考えられる。

※農村RMOとは、小学校区程度の複数の集落が自治会や集落協定、農業法人、社会福祉協議会などの関係機関と連携して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織。



**1 5年後(R10年度)の
農用地の荒廃状況**

①かなり荒廃化が進む	16.8%
②やや荒廃化が進む	73.2%
③荒廃化しない	9.5%
④荒廃農地の解消が進む	0.2%
⑤ 無回答	0.3%
計	100.0%
実施市町村数	990

**2 5年後(R10年度)の
集落における寄合・行事の回数**

	寄合	行事
①今よりも増加する	1.1%	0.8%
②今と変わらない	45.9%	39.4%
③今よりも減少する	52.7%	59.5%
④無回答	0.3%	0.3%
計	100.0%	100.0%
実施市町村数	990	990

3 市町村による農村RMO(農村型地域運営組織)の推進意向

①現在も推進しており、今後も推進する予定	3.4%
②現在は推進していないが、今後は推進する予定	17.2%
③現在は推進しているが、今後は推進しない予定	0.4%
④現在も推進していないが、今後も特に推進しない予定	70.5%
⑤その他	7.9%
⑥無回答	0.6%
計	100.0%
実施市町村数	990

協定参加者の高齢化が進む中で、工夫しながら集落戦略の作成を推進

体制整備単価に取り組む集落協定がある市町村が、体制整備単価の要件である集落戦略の作成を推進するに当たって、苦労した点や工夫した点については、

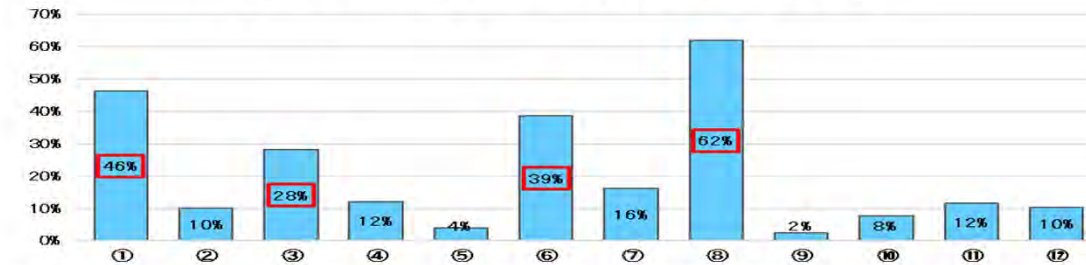
【市町村が集落戦略の作成を推進するに当たって苦労した点】

- 「高齢化により10年後の農用地の将来像を考えること」に苦労した市町村が最も多く約6割、次いで「話し合いの場の設置」に苦労したが約5割、「地域の農業を担う担い手の目途が立たない」が約4割となっており、協定参加者の高齢化が進んでいることを要因とした苦労が上位となっている。

【市町村が集落戦略の作成を推進するに当たって工夫した点】

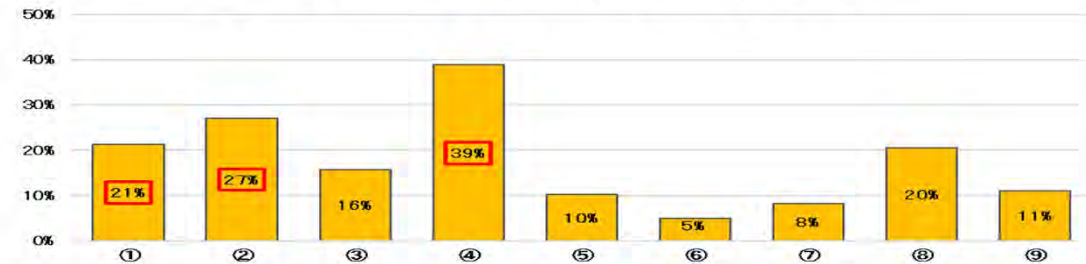
- 「協定参加者が今後も健在なことを前提」に作成を推進したが最も多く約4割、次いで「話し合いをリードする者の活用」が約3割、「アンケートや戸別訪問等により話し合いの方法の工夫」が約2割となっており、集落戦略の作成が進んでいない協定がある市町村においては、こうした工夫を参考に早急に作成を推進する必要がある。

1 集落戦略の作成の推進に当たって苦労した点(複数回答)



①話し合いの場の設置、②協定参加者以外の参集、③話し合いをリードする者の確保や話し合いを進めること、④担い手が耕作する農地の明確化、⑤維持・管理のみを行う農地(粗放的利用する農地)の明確化、⑥地域の農業を担う担い手の目途が立たない、⑦寄り合いや行事を主導するリーダーの目途が立たない、⑧高齢化により10年後の農用地の将来像を考えること、⑨協定の広域化により話し合いの範囲や集落戦略作成の調整、⑩その他、⑪特になし、⑫無回答

2 集落戦略の作成の推進に当たって工夫した点(複数回答)



①アンケートや戸別訪問等により、話し合いの方法を工夫、②話し合いをリードする者を活用した、③関係機関の協力を得た、④協定参加者が、今後も健在なことを前提とした、⑤担い手やリーダーの確保、農地バンクの利用を前提とした、⑥集落戦略の作成範囲を分割し、話し合いの単位を小さくした、⑦その他、⑧特になし、⑨無回答

1 集落戦略の作成の推進に当たって苦労した点(複数回答)

①話し合いの場の設置	46.2%
②協定参加者以外の参集	10.2%
③話し合いをリードする者の確保や話し合いを進めること	28.2%
④担い手が耕作する農地の明確化	12.1%
⑤維持・管理のみを行う農地(粗放的利用する農地)の明確化	4.0%
⑥地域の農業を担う担い手の目途が立たない	38.6%
⑦寄り合いや行事を主導するリーダーの目途が立たない	16.2%
⑧高齢化により10年後の農用地の将来像を考えること	61.9%
⑨協定の広域化により話し合いの範囲や集落戦略作成の調整	2.5%
⑩その他	7.8%
⑪特になし	11.6%
⑫無回答	10.4%
計	100.0%
実施市町村数	883

2 集落戦略の作成の推進に当たって工夫した点(複数回答)

①アンケートや戸別訪問等により、話し合いの方法を工夫	21.3%
②話し合いをリードする者を活用した	27.1%
③関係機関の協力を得た	15.7%
④協定参加者が、今後も健在なことを前提とした	38.8%
⑤担い手やリーダーの確保、農地バンクの利用を前提とした	10.3%
⑥集落戦略の作成範囲を分割し、話し合いの単位を小さくした	5.0%
⑦その他	8.3%
⑧特になし	20.5%
⑨無回答	11.1%
計	100.0%
実施市町村数	883

8 次期対策の継続意向（詳細）

8- (1)-① 次期対策の継続・広域化の意向(集落協定)

高齢化や担い手不足を補完し、活動を継続できる体制づくりが急務

全ての集落協定を対象とした次期対策の継続意向のほか、継続意向のある協定に対する広域化の意向、活動廃止意向の協定の廃止理由については、

【次期対策の継続意向(集落協定)】

- 「継続意向」がある集落協定は約9割で最も多く、「廃止意向」は約1割であった。廃止意向の協定は少ないものの、高齢化が進む状況を踏まえると、協定参加者数が減少し、それによる協定対象農用地面積の減少が予想される。

【廃止意向の集落協定における協定廃止の理由】

- 「高齢化による体力や活動意欲の低下」による廃止が最も多く約9割、次いで「活動の中心となるリーダーの高齢化」、「地域農業の担い手がない」がそれぞれ約6割となっている。上位2項目の割合は、第4期対策末で廃止した集落協定の廃止理由と同様であり、高齢化や担い手不足を補完し、活動を継続できる体制づくりが急務となっている。

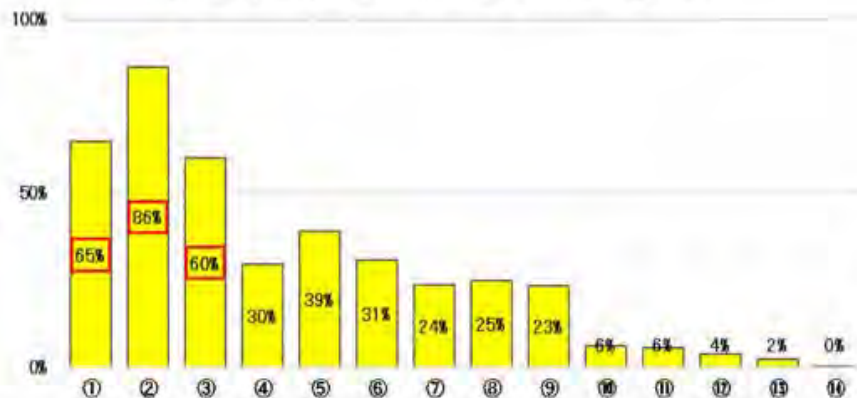
【継続意向のある集落協定の広域化の意向】

- 継続意向のある集落協定のうち、約2割に広域化の意向があることから、集落協定や市町村は、近隣の継続意向のある協定だけでなく、廃止意向のある協定や未実施集落に対して、関係機関と一体となって広域化を働きかけることが必要。

1 次期対策の継続意向(集落協定)

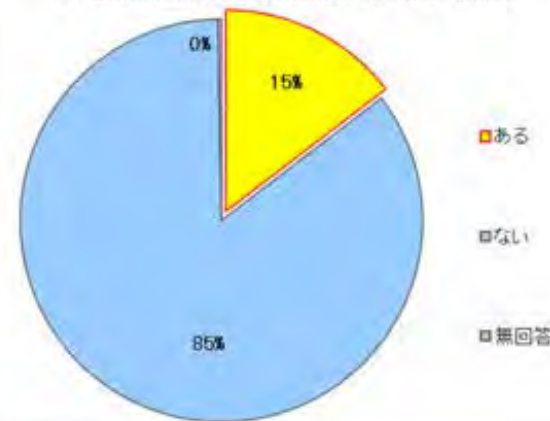


2 廃止意向の集落協定における協定廃止の理由(複数回答)



①活動の中心となるリーダーの高齢化、②高齢化による体力や活動意欲低下、③地域農業の担い手がない、④農業収入が見込めない、⑤鳥獣被害の増加、⑥農道や水路、畦畔の管理が困難、⑦圃場条件が悪い、⑧事務手続きが負担、⑨交付金の滞り及返還が不安、⑩統合の相手先となる協定がない、⑪協定内の意見がまとまらず、合意形成が困難、⑫交付金がなくとも農用地の維持・管理が可能、⑬その他、⑭無回答

3 継続意向のある集落協定の広域化の意向



**1 次期対策の継続意向
(集落協定)**

	集落協定
①継続	92.7%
②廃止	7.0%
③無回答	0.2%
計	100.0%
集落協定数	23,580

**2 廃止意向の集落協定における協定廃止の理由
(複数回答)**

①活動の中心となるリーダーの高齢化	64.0%
②高齢化による体力や活動意欲低下	84.8%
③地域農業の担い手がない	59.2%
④農業収入が見込めない	29.1%
⑤鳥獣被害の増加	38.4%
⑥農道や水路、畦畔の管理が困難	30.3%
⑦圃場条件が悪い	23.4%
⑧事務手続きが負担	24.6%
⑨交付金の遡及返還が不安	23.2%
⑩統合の相手先となる協定がない	6.2%
⑪協定内の意見がまとまらず、合意形成が困難	5.6%
⑫交付金がなくても農用地の維持・管理が可能	3.8%
⑬その他	2.3%
⑭無回答	0.4%
計	100
廃止意向協定数	1,657

**3 継続意向の集落協定に
おける広域化の意向**

①ある	14.6%
②ない	85.2%
③無回答	0.1%
計	100.0%
継続意向協定数	21,868

個別協定の廃止理由も、集落協定と同様に高齢化や担い手不足

- すべての個別協定を対象とした次期対策の継続意向、活動廃止意向のある協定の廃止理由については、
- 【次期対策の継続意向（個別協定）】
- 「継続意向」がある個別協定は約9割で最も多く、「廃止意向」は約1割であった。個別協定の協定数は、制度創設以降、毎年度増加している中、減少に転じる可能性も出ている。
- 【廃止意向の個別協定における協定廃止の理由】
- 「高齢化による体力の低下や病気」による廃止が最も多く約7割、次いで「後継者がいない」、「農道や水路、畦畔の管理が困難」がそれぞれ約4割となっている。個別協定の廃止理由も、集落協定と同様に高齢化や担い手不足が要因であり、担い手の確保が課題となっている。



1 次期対策の継続意向
(個別協定)

	個別協定
①継続	92.0%
②廃止	7.5%
③無回答	0.5%
計	100.0%
集落協定数	573

2 廃止意向の個別協定における協定廃止の理由
(複数回答)

①高齢化による体力低下や病気	72.1%
②後継者がいない	44.2%
③これ以上の規模拡大が困難	20.9%
④集落協定への参加	7.0%
⑤農道や水路、畦畔の管理が困難	41.9%
⑥農業収入が見込めない	20.9%
⑦鳥獣被害の増加	32.6%
⑧圃場条件が悪い	25.6%
⑨事務手続きが負担	14.0%
⑩交付金の遡及返還が不安	16.3%
⑪交付金がなくても農用地の維持・管理が可能	2.3%
⑫その他	4.7%
計	100.0%
廃止意向個別協定数	43

8－(1)－③ 集落協定役員の状況と次期対策の役員の目途

継続意向はあっても、役員の目途がない協定に対する支援の検討と体制づくりが必要

第4期対策の末で活動を廃止した集落協定の廃止理由の多くが、「集落のリーダーがいない」であったことから、すべての集落協定を対象とした役員の年齢や次期対策の目途については、

【集落協定役員の年齢】

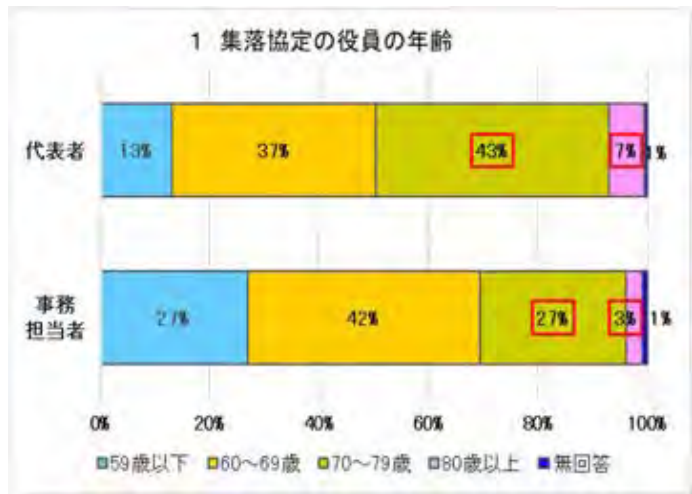
○ 「70歳以上」が代表者で5割、事務担当者で3割となっており、多くの集落協定で高齢の方が協定の中心を担っている。

【集落協定の役員になってからの年数】

○ 「4年以下」が最も多く、代表者・事務担当者ともに約4割となっている一方、「15年以上」役員をしている代表者・事務担当者ともに約2割いることから、役員の確保が難しい状況が伺える。

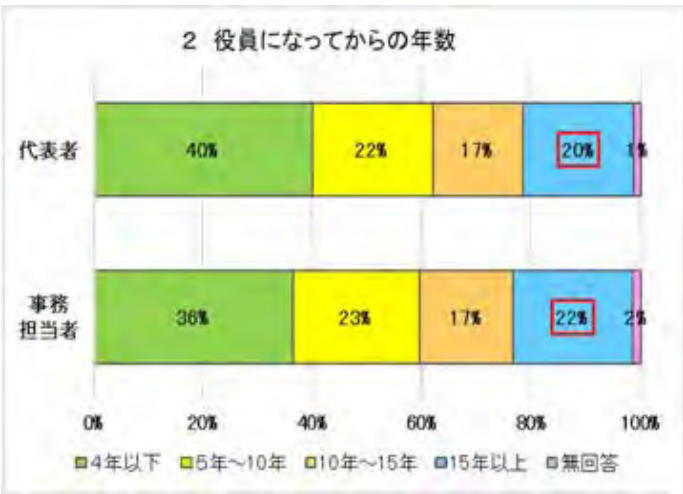
【継続意向協定における次期対策での役員の目途】

○ 「次期対策の役員の目途がない」が代表者で約3割、事務担当者で約1割となっており、継続意向はあるものの、役員の目途がついていない協定もかなりあることから、こうした集落協定の活動継続に向けた、支援の在り方の検討と体制づくりが必要。



1 集落協定役員の年齢

	代表者	事務担当者
①59歳以下	13.0%	26.9%
②60～69歳	37.3%	42.4%
③70～79歳	42.6%	26.8%
④80歳以上	6.5%	2.9%
⑤無回答	0.6%	0.9%
計	100.0%	100.0%
集落協定数	23,580	23,580



2 役員になってからの年数

	代表者	事務担当者
①4年以下	39.9%	36.3%
②5年～10年	22.1%	23.2%
③10年～15年	16.5%	17.0%
④15年以上	20.3%	21.9%
⑤無回答	1.2%	1.5%
計	100.0%	100.0%
集落協定数	23,580	23,580



3 次期対策における役員の目途

	代表者	事務担当者
①ある	73.1%	90.4%
②ない	25.5%	9.0%
③無回答	1.4%	0.6%
計	100.0%	100.0%
集落協定数	21,868	21,868

※継続意向の集落協定のみ

8 - (2) 集落協定における事務の委託状況

複数の集落協定等が連携して事務の委託と統合を図ることは、農地の維持と活動継続に有効

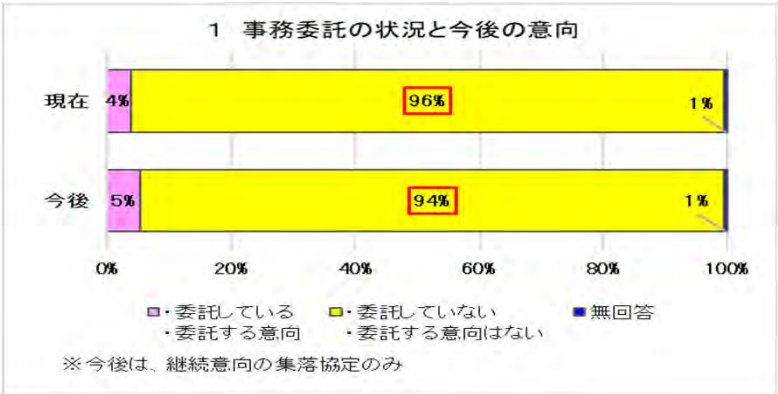
すべての集落協定における事務の委託状況と今後の意向については、

【事務の委託状況と今後の意向】

○ ほぼすべての協定が現在、事務を委託しておらず、今後も委託する意向はないとしている。事務手続きを負担として、活動を廃止する集落協定が多いことや協定参加者が高齢化する中、事務委託は事務軽減と協定活動の継続に有効な対策と考えられる。

【協定事務の委託先】

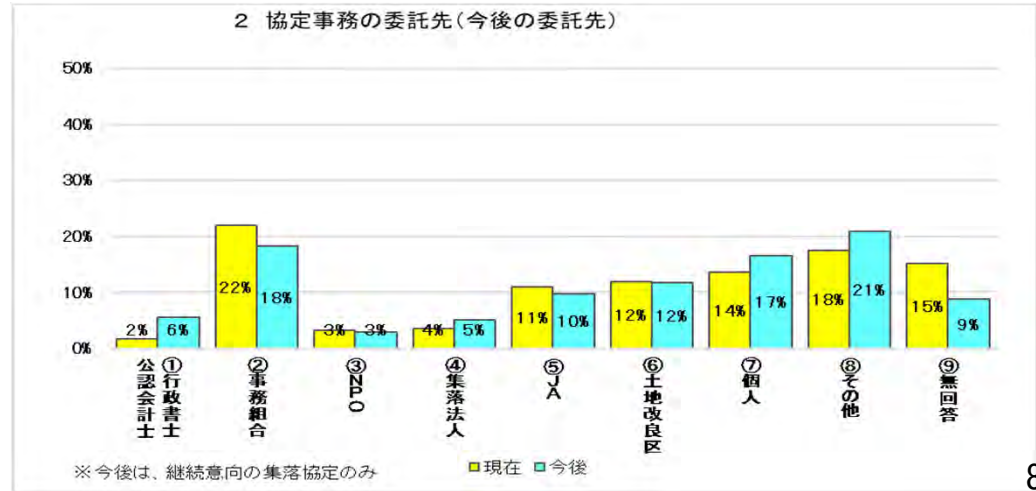
○ 現在、事務を委託している集落協定の委託先では「事務組合」が最も多く約2割で、今後の委託先でも約2割となっている。事務組合は、複数の集落協定が経費を拠出して運営しているケース、多面的機能支払交付金の活動組織と経費を拠出して運営しているケースなどがある。



1 協定事務の委託状況と今後の意向

現在の委託状況		今後の意向	
①委託している	3.8%	①委託の意向あり	5.4%
②委託していない	95.6%	②委託の意向なし	94.0%
③無回答	0.5%	③無回答	0.5%
計	100.0%	計	100.0%
集落協定数	23,580	集落協定数	21,868

※今後は、継続意向の集落協定のみ



2 協定事務の委託先(今後の委託先)

	現在	今後
①行政書士公認会計士	1.8%	5.6%
②事務組合	22.0%	18.3%
③NPO	3.3%	3.0%
④集落法人	3.6%	5.2%
⑤JA	11.0%	9.8%
⑥土地改良区	11.9%	11.8%
⑦個人	13.7%	16.6%
⑧その他	17.6%	21.0%
⑨無回答	15.1%	8.8%
計	100.0%	100.0%
集落協定数	1,025	1,298

※今後は、継続意向の集落協定のみ

(参考)その他の主な委託先

市町村農業再生協議会
市町村農業公社
一般社団法人 地域活動センター等
一般企業
地域住民組織
農業法人 等

9 道府県及び道府県第三者委員会における特徴的な意見等

9 道府県及び道府県第三者委員会における特徴的な意見・所見

本制度を実施する道府県は、第三者委員会を設置し、本制度に係る検討・評価をすることとなっている。
今回の中間年評価では、道府県は協定の活動状況及びアンケート調査結果を取りまとめ、所見を付した中間年評価書（案）を道府県の第三者委員会に諮り、同委員会において検討・評価し、同委員会の意見が付した中間年評価書を国に報告する。
この道府県の中間年評価書の中から、特徴的な所見（道府県）及び意見（第三者委員会）について、次のとおり整理した。

1 制度の在り方

- ① 集落戦略の効果を見ても集落協定では、人材確保と農用地維持に関する部分が多く、まず人と農地をどうするかが精一杯で、その他の活動にまで手が回っていない。（道府県）
- ② 集落を支援する制度であるべきという視点からも、個人でできることと、政策としてすべきことを分け、人が住み続けられる条件を見据えて、制度を展開する時期に来ている。（第三者委員会）
- ③ 守るべき農地を少人数で効率的に維持する仕組みづくりや、集落内での荒廃農地の点在を避けて、守れる農地を集約した上で耕作条件整備や鳥獣害対策等を行うなど、今後の中山間地域の実情にあった農村地域づくりを進めていく必要。（第三者委員会）
- ④ 制度の継続に向けては、耕作地が地域として続く可能性や、担い手の可能性等、将来に担い手が見込める地理的条件を検討し、判断指標の作成を行った上で、集落への支援の濃淡を定めていくことが必要。（第三者委員会）

2 農用地の利用

- ① 高齢化が進行する中、全ての農用地の維持は難しいことから、特に条件の悪い農用地は粗放的管理に移行するなどの検討も必要。（第三者委員会）
- ② 中山間地の一部では、無理して農用地を維持せず、集落レベルではなく地域レベルでの土地利用計画の作成が必要な段階に至りつつある。（第三者委員会）
- ③ 協定活動終了後の明確な土地利用に関する方針はないものと考えられるため、営農を実施しない場合は粗放の利用や鳥獣緩衝帯としての利用等の農地の長期的な利用について検討する必要がある。（道府県）
- ④ 広域化の意向がある協定のみならず、廃止意向の協定においても、粗放の農地管理等を視野に入れながら、広域化へ向けた近隣協定との調整が必要である。（第三者委員会）

3-1 制度の課題(事務負担の軽減)

- ① 事務負担の軽減に向けては集落協定の広域化が有効である。（道府県）
- ② 集落協定は事務作業を市町村に過度に依存していることから、地域内外の組織や支援団体等への適切な委託を推進することで、集落協定への指導に係る市町村の負担軽減にもつながる。（第三者委員会）
- ③ 事務負担の軽減については、もっと先進的な考え方で検討しないと、解決しない。例えば、事務相談センターの立ち上げや、他業種の力を得るなど、新しい知恵を出し合うことが必要。（道府県）
- ④ 集落協定への事務負担軽減の支援策として、NPO法人による事務サポート業務の検討をしており、市町村及びNPO法人と連携して取組を進める。（都道府県）
- ⑤ 多面的機能支払制度との事務統合・事務委託等に向けて検討する必要がある。（道府県）

3-2 制度の課題(協定の統合・広域化)

- ① 集落協定毎に運営方法が異なり、統合を一気に進めることは難しいことから、経理事務のみ、共同活動のみなど、部分的に広域化していく手法を検討する。（道府県）
- ② 国に提出する書類を整える作業は、誰が担っても良いので、広域化により充実する事務担当者や応援チームが担えばよく、この点において広域化の意味はあるかもしれない。（第三者委員会）
- ③ 広域化は、集落協定同士が経費負担を融通したり、鳥獣被害の防止柵を共同で設置することで技術の伝承効果もあり、活性化にも繋がる。（第三者委員会）
- ④ 広域化によって活動が継続できるのか不安を持っているようである。例えば、事務の共通的事項は広域化し、個別の協定活動は継続することはできないか。（第三者委員会）

3-3 制度の課題(活動のサポート)

- ① 本制度の効果をさらに向上させ、新たな活動を誘発するためのNPO等、行政以外の連携の促進や行政OBなどを活用した専門指導者によるサポート・コーディネーター体制の構築などを検討すべき。（第三者委員会）
- ② 協定役員の確保について、外部人材の活用も視野に入れてはどうか。例えば、地域おこし協力隊員が役員をサポートするのも1つの策。（都道府県）

3-4 制度の課題(多様な組織との連携)

- ① 集落と教育機関等をつなぐための仕組みづくりが必要である。教育機関等との連携により、若い世代など人の呼び込み効果も期待できる。また、集落協定と地域の多様な組織との連携は、農業のみならず集落内の世帯間の関係につながるため有効。（第三者委員会）
- ② 県の学習要領では環境学習を行うこととされており、教育を通じて次世代につなぐことは非常に重要。教育機関と連携して、将来を見据えた連携体制の推進が必要。（第三者委員会）

3-5 制度の課題(農村RMOの推進)

- ① 農村RMOも重要であるが、核となるリーダー、まとめるコーディネーター等、事務支援するサポート体制などの必要な支援を整理し、推進していく必要。（道府県）
- ② 高齢化により担い手の確保が難しい集落が多いことから、隣接する集落や他の団体との連携により、地域の維持を模索する必要がある。各市町村には既に地域運営組織があることが多く、既存の組織に農業組織を含めて活動することで、比較的スムーズに農村RMOの形成を推進できる。（道府県）

3-6 制度の課題(その他)

- ① 本制度は税金によって成り立つものであり、納税者の立場から見た中山間地域をめぐる多面的機能のあり方と、農業サイドからの制度の受け止め方、この両面から今後の進め方を考える必要がある。（第三者委員会）
- ② 本制度は、税金が農村に交付されているものなので、農村に住んでいない国民が本制度をどう受け止めるかが重要であり、農道や関連施設の維持管理等に対して交付金が交付されている背景を再認識してもらうこと重要。（第三者委員会）
- ③ 集落戦略の策定支援については、「地域計画（人・農地プラン）」策定のための県推進方針（令和4年8月）に基づき、設置している「県庁（県民局）一体的推進チーム」で市町・地域に対する周知・啓発や地域への働きかけ活動支援を行う。（道府県）
- ④ 廃止意向協定が多い市町村を対象として、課題解決のための対策や今後の推進方針等についての意見交換や、課題解決に向けて必要な支援・助言を行う推進キャラバンを令和5年度と令和6年度に実施する。（道府県）